

平成 26 年度募集
公募型協働事業審査結果のまとめ
(平成 27 年度実施事業)

平成 27 年 9 月
国分寺市協働コミュニティ課

目次

平成 26 年度公募型協働事業の結果報告

1. 募集及び審査日程	1
1. 募集	1
(1) 募集要項等配布期間	
(2) 質疑及び回答期間	
(3) 応募期間	
2. 審査会日程	1
2. 採択団体	2
1. 採択団体一覧	2
2. 採択団体に対する付帯意見	2
3. 審査結果及び審査方法	2
1. 審査結果一覧	2
2. 審査方法	2
(1) 書類審査	3
①書類審査基準	3
(2) 内容審査	3
①内容審査基準	3
②評価項目	3
③判断基準	4
④各事業の最大点数	4

平成 26 年度第 4 回国分市協働事業審査会審査・選考資料・・・別添

平成 26 年度募集公募型協働事業の結果報告

1. 募集及び審査会日程

平成 27 年度は 1 回の募集を行い，1 回の審査会を行った。

1. 募集

平成 27 年 1 月 1 日号市報及び市ホームページにて募集のお知らせを行った。

(1) 募集要項等配布期間

平成 27 年 1 月 5 日（月曜日）から 1 月 23 日（金曜日）

(2) 質疑及び回答期間

平成 27 年 1 月 5 日（月曜日）から 1 月 9 日（金曜日）

(3) 応募期間

平成 27 年 1 月 16 日（金曜日）から 1 月 23 日（金曜日）

2. 審査会日程

日 時：平成 27 年 2 月 10 日（火）午前 9 時 30 分～

会 場：市役所第 1 庁舎 3 階 第三委員会室

委 員：6 名出席（審査・選考は 5 名，付帯意見は 6 名で行われた）

事業名：①国分寺市まちづくりセンター協働事業

②東部地区協働型親子ひろば事業

2. 採択団体

1. 採択団体一覧

事業名称	事業期間	担当課	上限金額
国分寺市まちづくりセンター協働事業	2年	NPO 法人まちづくりサポートこくぶんじ	8,764,000 円 (2ヶ年分)
東部地区協働型親子ひろば事業	1年	NPO 法人冒険遊び場の会	5,547,510 円

2. 採択団体に対する付帯意見

①NPO法人まちづくりサポート国分寺

成果目標の設定にある「まちづくり協議会」に関しては、予算を明確にし、センター主導で市民との対話の場を設け、意見抽出するよう心がけてください。また、協議会への参加者に対し、都市計画に関する法律や専門用語等を理解するための講座等を設けるなど工夫が必要と思われます。この2年間での成果を期待します。

②NPO法人冒険遊び場の会

付帯意見なし

3. 審査結果及び審査方法

1. 審査結果一覧

事業名称	応募団体 (採択団体名左に「○」)	事業費	得点
国分寺市まちづくりセンター協働事業	○NPO 法人まちづくりサポート国分寺	8,760,000 円	149点/ 200点
東部地区協働型親子ひろば事業	○NPO 法人冒険遊び場の会	5,547,510 円	132点/ 160点

2. 審査方法

公募型協働事業の審査はまず「書類審査」を行い、「書類審査」に合格した団体にのみ「内容審査」を行った。

(1) 書類審査

書類審査は担当課が行い、すべての団体が書類審査に合格した。

①書類審査基準

書類審査は担当課で行い、次の各号に該当するものは無効又は失格とする。

- (1) 資格要件を欠くもの
- (2) 提出書類に虚偽の記載があったもの
- (3) その他選定に係る不正行為があったもの

(2) 内容審査

国分寺市協働事業審査会において応募団体によるプレゼンテーション（10分以内）の後、質疑（10分以内）を行い審査基準に基づき審査・選考を行った。

①内容審査基準

書類審査を通過した提案は、国分寺市協働事業審査会において内容審査を行う。審査項目について、審査会委員が判断基準に従い、A（4点）～D（1点）で評価し、合計得点が最も高い提案を採択する。ただし、同一審査項目について委員の過半数の評価がCまたはDとなった場合、その企画内容を問わず不採択とする。

②評価項目

①NPO法人まちづくりサポート国分寺

審査項目	審査項目の説明
①業務執行体制の状況	業務執行体制が充実しており、円滑に業務を行えるか。
②事業への意欲・熱意	企画提案内容、プレゼンテーション等から事業の実施に熱意や意欲を感じられるか。
③事業実施に関する理解力	事業実施に関して必要な知識を有しているか。
④事業効果を高めるための 創意工夫・独創性	効果を高めるための、創意工夫がされているか。その団体でしかできないもの、他にはない提案があるか。
⑤団体構成員の能力育成	団体構成員への能力育成や市民に対する接遇・苦情対応などのサービス向上の取組みが図られているか。
⑥費用の妥当性	提案内容を実現するための妥当な経費見積りとなっているか。
⑦個人情報に関する措置	個人情報保護に関する措置がされているか。
⑧安全性への配慮・対策	安全性への配慮や対策がされているか。
⑨実行力	市が求める事業の実行が可能か。
⑩成果目標の設定	成果目標について、具体的かつ客観的で明確な目標が設定されているか。

②NPO法人冒険遊び場の会

審査項目	審査項目の説明
① 業務執行体制の状況	業務執行体制が充実しており、円滑に業務を行えるか。
② 事業への意欲・熱意	企画提案内容、プレゼンテーション等から事業の実施に熱意や意欲を感じられるか。
③ 事業実施に関する理解力	事業実施に関して必要な知識を有しているか。
④ 事業効果を高めるための創意工夫・独創性	効果を高めるための、創意工夫がされているか。その団体でしかないもの、他にはない提案があるか。
⑤ 団体構成員の能力育成	団体構成員への能力育成や市民に対する接遇・苦情対応などのサービス向上の取組みが図られているか。
⑥ 費用の妥当性	提案内容を実現するための妥当な経費見積りとなっているか。
⑦ 個人情報に関する措置	個人情報保護に関する措置がされているか。
⑧ 安全性への配慮・対策	安全性への配慮や対策がされているか。

③判断基準

- A (4点) : 評価できる
- B (3点) : どちらかといえば評価できる
- C (2点) : どちらかといえば評価できない
- D (1点) : あまり評価できない

④各事業の最大点数について

公募型協働事業は事業ごとに個別の評価項目を設定しているため、それぞれ最大点数が異なる。最大点数の算出式と各事業の最大得点は以下のとおり。

$$\text{最大点数} = (\text{評価項目数}) \times (4 \text{点}) \times (\text{出席委員人数})$$

①国分寺市まちづくりセンター協働事業

$$200 = (10 \text{項目}) \times (4 \text{点}) \times (5 \text{名})$$

②東部地区協働型親子ひろば事業

$$160 = (8 \text{項目}) \times (4 \text{点}) \times (5 \text{名})$$

審査資料

(応募書類及び募集要項等)

【平成 26 年度第 4 回国分寺市協働事業審査会】

審査資料目次

1. 募集要項等

国分寺市まちづくりセンター協働事業・・・・・・・・・・ 1

東部地区協働型親子ひろば事業・・・・・・・・・・ 13

2. 応募書類

国分寺市まちづくりセンター協働事業

NPO 法人まちづくりサポート国分寺・・・・・・・・・・ 21

東部地区協働型親子ひろば事業

NPO 法人冒険遊び場の会・・・・・・・・・・ 46

※応募書類には以下の書類を添付しています。

①様式第3号（申込書）

②様式第4号（事業企画書）

③定款・会則・規約

④平成25年度収支決算書類及び平成26年度収支予算書類

⑤過去の活動実績報告書

募集要項等

「国分寺市まちづくりセンター協働事業」募集要項

事業目的

この事業は、国分寺市まちづくり条例（以下「条例」という。）第85条（まちづくり支援機関の設置）の規定に基づき、市民主体のまちづくり、市民と市の協働のまちづくりを推進するために国分寺市（以下「市」という。）が設置する「国分寺市まちづくりセンター（以下「まちづくりセンター」という。）」の運営にあたり、協働の相手先である市民活動団体（以下「団体」という。）の募集及び選定を行うものである。

なお、団体の選定後、市と団体は、国分寺市まちづくりセンター協働事業に関する協定書及び委託契約その他まちづくりセンターの運営に必要な事項（以下「協定書等」という。）を締結するものとする。

1. 事業名

国分寺市まちづくりセンター協働事業

2. 履行場所

市が指定する場所

3. 事業内容

(1) まちづくりセンターは市が設置し、その運營業務の一部を団体に委託（以下「委託事業」という。）する。

(2) 委託事業の内容は「国分寺市まちづくりセンター協働事業業務委託仕様書」の別紙「委託事業一覧」のとおりとし、その実施方法等の詳細については、市と団体が協議のうえ定める。

(3) まちづくりセンターの設置場所は、「2. 履行場所」に同じ。

(4) まちづくりセンターの開館日時は、次のとおりとする。

①開館日、開館時間

- ・月曜日～金曜日 午前10時から午後5時まで
- ・上記日時以外にまちづくりセンターがその業務を行うにあたっては、事前に市の承諾を得るものとする。

②休館日

- ・国分寺市の休日に関する条例（平成元年条例第2号）第1条（国分寺市の休日）第1項に規定する国分寺市の休日に該当する日。
- ・その他市が特に必要と認めた日を休館日とする。

(5) 事業内容について、具体的かつ客観的で明確な成果目標を掲げること。

4. 期間

平成27年4月1日から平成29年3月31日まで

5. 委託金額

委託事業の予算限度額は8,764,000円（消費税含む）（平成27年度から2年分総額）

応募の際は、この上限額以内で年度毎の積算根拠を明らかにすること。
※内訳その他の参考金額は仕様書を参照すること。

6. 応募資格

応募資格は以下の「1. または2.」及び「3.」に該当し、かつ下記「A～F」に該当する団体であることとする。

1. 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に基づき設立された法人であり、かつ2. に掲げる（2）及び（3）に該当する団体であること。
2. 国分寺市内に事務所があり、次のいずれにも該当する市民活動団体であること。
 - （1）代表者を含み3人以上の役員を置き、かつ、構成員に5人以上の国分寺市民がいること。
 - （2）1年以上継続した活動を行っていること。
 - （3）団体の運営に関する会則・規約に基づき民主的に運営され、予算・決算を適正に行っていること。
 - （4）前年度の決算書、活動報告書、直近年度の予算書、活動計画書があること。
3. 次のいずれかに該当する知識・経験を有する構成員が2名以上いること。
 - （1）学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学又は旧大学（大正7年勅令第338号）による大学において、都市計画、建築、土木又は環境に関する課程を修め、かつ、それらに関し5年以上の実務経験を有する者
 - （2）都市計画又は建築について10年以上の実務経験を有する者
 - （3）技術士（建設部門）、一級建築士、二級建築士、弁護士、税理士、土地家屋調査士、宅地建物取引主任者、マンション管理士、土地地区画整理士又は再開発プランナーの資格を有する者

- A：暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に掲げる暴力団又は国分寺市暴力団排除条例（平成24年条例第21号）第2条に掲げる暴力団員等及びそれらの利益となる活動を行う団体でないこと。
- B：第三者に損害を与えた場合に、個人情報に関わる部分も含め、補償等に対応できる保険に加入できること。
- C：法人の場合は最新の営業年度の法人税、法人市民税、法人事業税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。団体の場合は、代表者の最新の所得税、市民税を滞納していないこと。
- D：宗教の教義の布教等を主たる目的としないこと。
- E：政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反することを主たる目的としないこと。
- F：特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条（公職の定義）に規定する公職をいう。）の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれに反することを目的としないこと。

7. 応募手続

（1）応募用紙配布

平成27年1月5日（月曜日）から1月23日（金曜日）まで

※ 土曜日、日曜日及び休日を除く午前8時30分から午後5時15分まで、まちづくり推進課で配布。市のホームページよりダウンロードすることも可能です。

国分寺市ホームページ <http://www.city.kokubunji.tokyo.jp>

（くらしの情報→都市整備・交通→まちづくり条例→まちづくりセンター）

（2）質疑及び回答

質疑 平成27年1月5日（月曜日）から1月9日（金曜日）まで

※ 土曜日、日曜日及び休日を除く午前8時30分から午後5時15分まで
質疑の要旨を質問書（様式第1号）に記載し、まちづくり推進課に持参又はメール、ファクシミリにて送付のこと。

回答 随時回答書（様式第2号）にて、質疑者に回答するとともに、必要な事

項は市のホームページで告知する。

(3) 提出期間及び提出方法

提出期間 平成27年1月16日(金曜日)から1月23日(金曜日)まで
※ 土曜日、日曜日及び休日を除く午前8時30分から午後5時15分まで
提出方法 この事業に応募しようとする団体は、まちづくり推進課
(電話042-325-0111 内線459)に事前に連絡のうえ、8に
規定する提出書類を持参すること。

8. 提出書類

- (1) 申込書(様式第3号)
- (2) 事業企画書(様式第4号)
- (3) 要項第6「3.」に規定する資格等を構成員が有することを確認できる書類
- (4) 過去の活動実績報告書
- (5) 団体の運営状況に関する書類
 - ア 会則、規約
 - イ 平成26年度収支予算書
 - ウ 平成25年度収支決算書
- (6) 法人の場合は最新の営業年度の法人市民税納税証明書(納税義務のない団体は不要)の写し
※ 提出書類については、返却いたしません。なお、提出書類については、国分寺市情報公開条例に基づく、情報公開の対象となります。
また、(1)～(4)の書類は審査結果とともに公表します。
- (7) 団体構成員名簿(住所及び氏名)

9. 審査

提出された書類について審査を行い、書類審査に通過した提案について内容審査を行い決定する。

(1) 書類審査

次に該当する応募は、無効又は失格とする。
ア 資格要件を欠くもの
イ 提出書類に虚偽の記載があったもの
ウ その他選定に係る不正行為があったもの

(2) 内容審査

書類審査を通過した提案については、平成27年2月10日(火曜日)予定の国分寺市協働事業審査会(以下「審査会」という。)において、別に定める基準に従い下記の事項について審査を行い、最も適当であると認められる団体を選定する。
なお、書類審査を通過したすべての団体は、審査会においてプレゼンテーションを行うものとする。
ア 業務執行体制の状況
イ 事業への意欲・熱意
ウ 事業実施に関する理解力・専門性
エ 事業効果を高めるための創意工夫・独創性
オ 団体構成員の能力育成
カ 費用の妥当性
キ 個人情報保護の保護措置
ク 安全性への配慮
ケ 実行力
コ 成果目標の設定

(3) 審査結果の通知

審査の結果は、すべての団体に書面で通知する。なお、審査の公正・透明

性を図るため選定された団体名について公表する。

(4) その他

この事業に応募する団体が1団体であっても、上記の審査手続を行うものとする。

10. 選定結果後の手続

(1) 協定書等の作成

選定された受託団体と市長は、協議して協定書等を作成するものとする。

(2) 協定書の締結

市長は、上記(1)による協定書等について、市長と受託団体との協議が整ったときは、その締結をする。

なお、契約書については27年度予算の議決がされた後に締結するものとする。

11. 契約保証金

契約事務規則第46条第2項第7号に基づき免除とする。

12. 成果物の帰属

事業の実施を通じて新たに発生して得られた成果物は、市に帰属するものとする。ただし、受託団体は市の承諾を得てその成果物を使用することができる。

13. 問い合わせ先

国分寺市都市建設部まちづくり推進課

〒185-8501

国分寺市戸倉一丁目6番地1 第2庁舎2階

TEL 042-325-0111 (内線) 459

FAX 042-324-0160

E-mail: machisuishin@city.kokubunji.tokyo.jp

国分寺市まちづくりセンター協働事業業務委託 仕様書

1. 件名

国分寺市まちづくりセンター協働事業業務委託

2. 履行場所

市が指定する場所

3. 履行期間

平成 27 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日まで

4. 国分寺市まちづくりセンターの設置目的及び概要

(1) 設置目的

国分寺市まちづくり条例（以下「条例」という。）第 85 条（まちづくり支援機関の設置）の規定に基づき、市民主体のまちづくり、市民と市の協働のまちづくりを推進するために設置をする。

(2) 所在地

「2. 履行場所」に同じ

(3) 概要

①開館日、開館時間

- ・ 月曜日～金曜日 午前 10 時から午後 5 時まで
- ・ 上記日時以外にまちづくりセンターがその業務を行うにあたっては、事前に市の承諾を得るものとする。

②休館日

- ・ 国分寺市の休日に関する条例（平成元年条例第 2 号）第 1 条（国分寺市の休日）第 1 項に規定する国分寺市の休日に該当する日。
- ・ その他市が特に必要と認めた日を休館日とする。

③設備

次の設備を市より貸与する。

- ・ コーナー型平机 1 台
- ・ ストレート型平机 1 台
- ・ 袖机 2 台
- ・ オフィス用椅子 3 脚
- ・ 多機能テーブル 2 台
- ・ ミーティング用椅子 6 脚
- ・ カタログスタンド 2 台
- ・ 卓上パンフレットスタンド 3 台
- ・ 予定表ボード 1 台
- ・ ホワイトボード 1 台
- ・ 収納庫 2 台
- ・ 壁面収納家具 1 台
- ・ 保管庫 5 台
- ・ 電話機 1 台
- ・ ノートパソコン 1 台
- ・ カラープリンター 1 台

※その他通信、印刷等に必要な設備を貸与する

5. 委託内容

受託者は、次のまちづくりセンターの運營業務を行う。(詳細は別紙1「委託事業一覧」)

- (1) まちづくりセンター運營業務の調整
- (2) まちづくりセンター窓口・管理業務
- (3) まちづくりに関する総合的な情報収集・提供業務
- (4) まちづくり活動等に対する支援・調整業務
- (5) まちづくりに関する調査研究業務

6. 本事業に係る経費

(1) 本事業に係る経費等

本事業を実施するために必要な経費は、受託者が応募の際に提示した経費額を基に、委託契約により定める金額を受託者に支払うものとする。

(2) 対象経費

①人件費(積算基準は別紙2を参照)

事業の企画・準備・実施・報告等に係る人件費等

②保険料

傷害保険, 損害賠償保険等

③報償費(積算基準は別紙2を参照)

講師謝礼等

④交通費

事業に関わるスタッフ等の交通費(電車・バス等)

⑤消耗品費

事務用品費等

⑥通信費

郵便代等

7. 委託金額の支払

- (1) 市は、本事業実施の対価として、受託者に対して委託金額により定める金額を支払うものとする。
- (2) 委託金額は概算払とし、受託者は委託契約書に規定された委託金額を年度の最初の月より請求することができる。
- (3) 受託者は年度の終了後に費用報告(請求書等の提出)を行い、委託金額に残額が生じた際には実績精算をする。
- (4) 前項において、委託金額の用途が不相当と認められるときは、市は受託者に対して委託金額の全部又は一部の返還を命ずることができる。

8. 電話代，光熱費，使用料等の負担

電話代，光熱費，施設使用料その他これに類するものについては，市が負担することとする。

9. 本業務に関する遵守事項

受託者は本業務にあたり次の事項について遵守すること。

- (1) 施設を使用するにあたっては，担当課の指示に従い必要な手続を行うこと。
- (2) 施設を使用するにあたっては，火気等の使用は禁止する。業務運営のためやむを得ない場合は，事前に市の承諾を得るものとする。
- (3) 退庁の際には，戸締まりをし，室内の異常の有無を確認すること。
- (4) 市が貸与する設備，業務に関する書類等及び受託者の所有物は，盗難，紛失に気を付け，適切に管理すること。
- (5) 防災，防犯には細心の注意をもって対応すること。事故等が生じた場合は，遅滞なく市及び警察，消防等の必要な関係機関へ連絡をすること。
(市連絡先) まちづくり推進課 担当職員
- (6) 車での通勤は認めない。運営業務のためやむを得ない場合は，事前に市の承諾を得るものとする。
- (7) 国分寺市個人情報保護条例，国分寺市情報システムの管理運営に関する条例，国分寺市情報セキュリティ対策基準その他関係法令を遵守すること。
- (8) 市及び第三者に対して損害を与えた場合に備え，保険加入の措置を講ずること。

10. 本業務の評価

事業報告書の提出や自己評価・相互評価の実施（翌年度4月～5月頃），国分寺市協働事業審査会による評価会の実施（翌年度6月頃）等を行うこと。（各種書類の提出や評価会等の実施は委託契約の履行期限を越える場合がある。）また，事業実施の年度途中で中間評価等のため，事業報告書等の提出を求める場合がある。

11. その他

本仕様書に定めのない事項については，業務委託契約約款（協働事業用）の定めるところによる。

なお，疑義等が生じた場合には，市と受託者が協議のうえ決定する。

12. 担当

国分寺市 都市建設部 まちづくり推進課 電話 042-325-0111 内線 459

委託事業一覧

1. まちづくりセンター運営業務の調整

- (1) 定期協議に関すること（運営における計画・実施・評価等に関する調整）
委託者と受託者において、月1回程度運営における、計画・実施・評価等に関する調整のための打合せを行う。
- (2) まちづくりセンターの運営における評価
委託者と受託者において、運営業務に関する評価を行い、協働事業審査会（報告・評価）に参加する。
- (3) まちづくりセンターの運営における内部調整
まちづくりセンターの運営について、受託者内部で月1回程度運営業務に関する調整を行う。

2. まちづくりセンター窓口・管理業務

- (1) 施設の適切な使用に関すること
- (2) 施設の運営に関すること
施設内は「事務スペース」と「利用者の休憩・談話及び情報閲覧スペース」に分け、誰でも気軽に入れる施設運営を行う。
- (3) 貸与備品の保守（インク交換、用紙補充等）・管理・軽微な修繕に関すること
- (4) 運営スタッフに関すること
ア 管理運営責任者1名を配置すること。
イ 常時1名以上のスタッフを配置すること。
ウ スタッフの配置体制は、まちづくりセンターの運営業務に支障がなく、スタッフの休暇等の取得が困難とならないように定めること。
エ スタッフに対して、まちづくりセンターの運営業務を十分に遂行できる能力を確保するよう努めること。
- (5) まちづくりセンターの利用統計及び報告に関すること
まちづくりセンターの利用統計を月毎、年度毎に作成し、委託者に報告を行う。
- (6) その他窓口業務に関すること
各所管課で取り扱っている事務の一部を取り扱う。事務の内容については、委託者と受託者の協議において、決定するものとする。

3. まちづくりに関する総合的な情報収集・提供業務

(1) まちづくりに関する総合的な情報収集・提供に関する業務

ア 都市計画情報・まちづくり全般に係る情報の収集・提供

イ 市民等からのまちづくり等に関する情報収集・提供

ウ 「(仮称)井戸端会議」の開催

施設内において、開催日時等を決めて、気軽に会話ができる空間を創出。
会話の中から市民ニーズを捉える。

エ まちづくり総合ライブラリー(まちづくり関係図書)の閲覧・貸出

オ 情報紙発行による分かりやすく・楽しめるまちづくり情報提供

カ 誰もが使いやすいホームページの作成・管理(定期的な更新,必要に応じて適時更新)

(2) 都市計画・まちづくり全般に関する普及・啓発

市民を対象とした都市計画・まちづくり全般に関する普及・啓発活動について
企画・運営を行う。(出張講座・まち歩き・学習会等)

4. まちづくり活動等に対する支援・調整業務

(1) 専門相談員,市担当部署への相談仲介業務

相談受付後,まちづくりセンターより適切な相談対応者を選定し,相談者に紹介を行う。また,相談内容,対応経過等については定めた様式にまとめ,原則として定期協議の際に,受託者に報告を行う。

(2) まちづくり人&人ネットワーク事業

まちづくりに関する多様な専門家・ボランティア等の人材を登録して市民に提供を行う。

(3) 市が実施するまちづくりに関する支援制度の紹介

市が実施している「まちづくりコンサルタント派遣制度」等の各種制度の案内を行う。

(4) まちづくり市民活動団体支援事業

まちづくりに関する市民活動団体又は活動しようとする団体に対して,施設・整備の提供,相談,まちづくり活動をするための組織化支援,勉強会等の開催運営支援を行う。

5. まちづくりに関する市民目線の調査研究業務

(1) 市内各地域の現状,諸課題の研究

受託者において,市内各地域の諸課題等の調査研究を行い,まとめたものを委託者に報告する。

(2) 市のまちづくりに関する諸制度についての諸課題の研究

市が実施しているまちづくりに関する諸制度について,委託者があらかじめ指定した事項における研究・調査を行い,とりまとめたものを市に助言も含めた報告をする。

積算基準

【人件費】

人件費の時給単価については、その目安を下表A～Dの業務内容に応じて示します。

なお、「専門性を有する業務」の時給単価については市の単価表又はハローワークの賃金情報等の参考に積算してください。

分類	業務内容	時給単価
A	一般事務的な業務	870 円
B	専門性を有する業務	市の職種別賃金単価表やハローワークの賃金情報等の客観的根拠を要する
C	企画立案・業務遂行を責任をもって実施する業務	1,200 円
D	意志決定、最高責任者	2,500 円

【費目例】

事業に必要な経費の費目例を下表に示します。参考にして過不足のないように積算をしてください。なお、報償費（謝礼）は市の基準を目安にしてください。

項目	内容		
人件費	事業実施に係る人件費		
報償費	講師等謝礼 (時間単価)	大学教授，官公庁部長級，民間企業最高管理層，著名民間専門家，弁護士，医師，公認会計士	13,000 円以内
		大学准教授，短期大学教授，高専教授，高校校長，官公庁課長級，民間企業上級管理層，民間専門家，不動産鑑定士，弁理士	11,500 円以内
		大学講師，短期大学准教授，講師等，高専助教授，高校教頭，官公庁課長補佐級，民間企業課長級，税理士	10,000 円以内
		大学助手，短期大学助手，高専講師，助手	9,000 円以内
印刷製本費	チラシ・資料・報告書などの印刷費等（インク，用紙代等を含む）		
消耗品費	事務用品，文房具，活動材料費等		
保険料	傷害保険，損害賠償保険，個人情報漏えい賠償保険等		
諸経費 (間接経費)	協働事業実施に間接的に必要となる経費 (直接事業費) × 10% 以内		

国分寺市まちづくりセンター協働事業 審査基準

(趣旨)

第1条 この基準は、「国分寺市まちづくりセンター協働事業」の相手先を審査・選考するための基準について必要な事項を定めるものとする。

(書類審査)

第2条 書類審査は担当課で行い、次の各号に該当するものは無効又は失格とする。

- (1) 資格要件を欠くもの。
- (2) 提出書類に虚偽の記載があったもの。
- (3) その他選定に係る不正行為があったもの。

(内容審査)

第3条 書類審査を通過した提案は、国分寺市協働事業審査会において、別表の基準に従い内容審査を行う。

2 内容審査に当たっては、基準により提案内容を総合的に審査し、合計得点がか最も高い提案を採択する。ただし、同一審査項目について委員の過半数の評価がCまたはDとなった場合は、その企画内容を問わず、不採択とする。

付 則

この基準は、決裁の日から施行する。

別表（第3条関係）

審査基準			評価			
1	業務執行体制の状況	業務執行体制が充実しており、円滑に業務を行えるか。	A	B	C	D
2	事業への意欲・熱意	企画提案内容、プレゼンテーション等から、事業の実施に熱意や意欲が感じられるか。	A	B	C	D
3	事業実施に関する理解力	事業実施に関して必要な知識を有しているか。	A	B	C	D
4	事業効果を高めるための創意工夫・独創性	効果を高めるための、創意工夫がされているか。その団体でしかできないもの、他にはない提案があるか。	A	B	C	D
5	団体構成員の能力育成	団体構成員への能力育成や市民に対する接遇・苦情対応などのサービスの向上の取り組みが図られているか。	A	B	C	D
6	費用の妥当性	提案内容を実現するための妥当な経費見積もりとなっているか。	A	B	C	D
7	個人情報の保護措置	個人情報の保護のため必要な取り組みが図られているか。	A	B	C	D
8	安全性への配慮	施設や利用者への安全性の検討が図られているか。	A	B	C	D
9	実行力	市が求める事業の実行が可能か。	A	B	C	D
10	成果目標の設定	成果目標について、具体的かつ客観的で明確な目標が設定されているか。	A	B	C	D

(判断基準)

- A (4点) 評価できる
- B (3点) どちらかといえば評価できる
- C (2点) どちらかといえば評価できない
- D (1点) あまり評価できない

東部地区協働型親子ひろば事業募集要項

事業目的

本事業は、家の中で孤立しがちな親子を戸外へ誘い、親子でくつろげる場の保障をするとともに、カウンセラー等による個別相談の実施により虐待防止等を実現し、もって市民に向けて最大限の成果を還元することを目的とする。

1. 事業名

東部地区協働型親子ひろば事業

2. 履行場所

国分寺駅から概ね徒歩 15 分圏内で概ね 35 m²以上の店舗・住宅等のスペースを活用して実施

3. 事業内容

次の内容について、業務を行うものとする。

※各業務の詳細な内容については、仕様書を参照すること。

東部地区協働型親子ひろばの実施

4. 期間

平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日まで

5. 委託金額

委託事業の予算限度額は 5,547,513 円（消費税含む）

6. 応募資格

応募資格は以下の「1. または 2.」に該当し、かつ下記「A～F」に該当する団体であることとする。

1. 特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）に基づき設立された法人であり、かつ 2. に掲げる（2）及び（3）に該当する団体であること。
2. 国分寺市内に拠点又は連絡場所があり、次のいずれにも該当する市民活動団体であること。
 - （1）代表者を含み 3 人以上の役員を置き、かつ、構成員に 5 人以上の国分寺市民がいること。
 - （2）1 年以上継続した活動を行っていること。
 - （3）団体の運営に関する会則・規約に基づき民主的に運営され、予算・決算を適正に行っていること。
 - （4）前年度の決算書、活動報告書、直近年度の予算書、活動計画書があること。

A: 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条に掲げる暴力団又は国分寺市暴力団排除条例（平成 24 年条例第 21 号）第 2 条に掲げる暴力団員等及びそれらの利益となる活動を行う団体でないこと。

B: 第三者に損害を与えた場合に、個人情報に関わる部分も含め、補償等に対応できる保険に加入できること。

C: 法人の場合は最新の営業年度の法人税、法人市民税、法人事業税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。団体の場合は、代表者の最新の所得税、市民税を滞納していないこと。

D: 宗教の教義の布教等を主たる目的としないこと。

- E：政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反することを主たる目的としないこと。
F：特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条（公職の定義）に規定する公職をいう。）の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれに反することを目的としないこと。

7. 応募手続

(1) 応募用紙配布

平成27年1月7日(水曜日)から1月14日(水曜日)まで

※ 日曜日、月曜日及び休日を除く午前9時から午後5時まで、子育て相談室で配布。市のホームページよりダウンロードすることも可能です。国分寺市ホームページ <http://www.city.kokubunji.tokyo.jp>

(平成27年度当該事業は、公募によらないため、ホームページ掲載については実施しない。)

(2) 質疑及び回答

質疑 平成27年1月7日(水曜日)から1月10日(土曜日)まで

※ 日曜日、月曜日及び休日を除く午前9時から午後5時まで
質疑の要旨を質問書(様式第1号)に記載し、子育て相談室に持参又はメール、ファクシミリにて送付のこと。

回答 随時回答書(様式第2号)にて、質疑者に回答するとともに、必要な事項は市のホームページで告知する。

(3) 提出期間及び提出方法

提出期間 平成27年1月23日(金曜日)から1月30日(金曜日)まで

※ 日曜日、月曜日及び休日を除く午前9時から午後5時まで

提出方法 この事業に応募しようとする団体は、子育て相談室(電話042-572-8138)に事前に連絡のうえ、8に規定する提出書類を持参すること。

8. 提出書類

(1) 申込書(様式第3号)

(2) 事業企画書(様式第4号)

(3) 過去の活動実績報告書

(4) 団体の運営状況に関する書類

ア 会則、規約

イ 平成(募集年度)年度収支予算書

ウ 平成(直近年度)年度収支決算書

(5) 法人の場合は最新の営業年度の法人市民税納税証明書、又は市民税・都民税減免決定通知書の写し

※ 提出書類については、返却いたしません。なお、提出書類については、国分寺市情報公開条例に基づく、情報公開の対象となります。また、(1)～(4)の書類は審査結果とともに公表します。

9. 審査

提出された書類について審査を行い、書類審査に通過した提案について内容審査を行い決定する。

(1) 書類審査

次に該当する応募は、無効又は失格とする。

ア 資格要件を欠くもの

イ 提出書類に虚偽の記載があったもの

ウ その他選定に係る不正行為があったもの

(2) 内容審査

書類審査を通過した提案については、平成 27 年 2 月 10 日（火曜日）予定の国分寺市協働事業審査会（以下「審査会」という。）において、別に定める基準に従い下記の事項について審査を行い、最も適当であると認められる団体を選定する。（なお、平成 27 年度の当該事業は、公募によらないものとし、受託予定活動団体が受託に適当か否かの選定をする。）

なお、書類審査を通過したすべての団体は、審査会においてプレゼンテーションを行うものとする。

- ア 業務執行体制の状況
- イ 事業への意欲・熱意
- ウ 事業実施に関する理解力・専門性
- エ 事業効果を高めるための創意工夫・独創性
- オ 団体構成員の能力育成
- カ 費用の妥当性
- キ 個人情報保護に関する措置
- ク 安全性への配慮・対策

(3) 審査結果の通知

審査の結果は、すべての団体に書面で通知する。なお、審査の公正・透明性を図るため選定された団体名について公表する。

(4) その他

この事業に応募する団体が 1 団体であっても、上記の審査手続を行うものとする。

10. 選定結果後の手続き

(1) 協定書等の作成

選定された受託団体と市長は、協議して協定書等を作成するものとする。

(2) 協定書の締結

市長は、上記 (1) による協定書等について、市長と受託団体との協議が整ったときは、その締結をする。

なお、契約書については平成 27 年度予算の議決がされた後に締結するものとする。

11. 契約保証金

契約事務規則第 46 条第 2 項第 7 号に基づき免除とする。

12. 成果物の帰属

事業の実施を通じて新たに発生して得られた成果物は、市に帰属するものとする。ただし、受託団体は市の承諾を得て、その成果物を使用することができる。

13. 問い合わせ先

国分寺市子ども福祉部子育て相談室（子ども家庭支援センター）

〒185-0034

国分寺市光町 3-13-20

TEL 042-572-8138

FAX 042-572-0481

E-mail:kodomokatei@city.kokubunji.tokyo.jp

仕 様 書

1. 件 名 東部地区協働型親子ひろば事業業務委託
2. 履行場所 東部地区協働型親子ひろば
(国分寺駅から概ね徒歩 15 分圏内で概ね 35 m²以上の店舗・住宅等のスペースを活用して実施)
3. 履行期間 平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日まで
4. 委託目的
本事業は、家の中で孤立しがちな親子を戸外へ誘い、親子でくつろげる場の保障をするとともに、カウンセラー等による個別相談の実施により虐待防止等を実現し、もって市民に向けて最大限の成果を還元することを目的とする。協働事業として展開することにより、そのノウハウを活かし、積極的で良好な事業が期待できる。
5. 委託内容
(1) 東部地区協働型親子ひろばの実施（実施場所も合わせて募集）
 - ・開所日時：月曜日から金曜日の 10 時から 16 時まで。
但し、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日、年末年始期間（12 月 28 日～1 月 4 日）及び毎月 1 回はスタッフ会議等のため閉所してもよいものとする。
 - ・開所場所：国分寺駅から概ね徒歩 15 分圏内で概ね 35 m²以上の店舗・住宅等のスペースを活用して実施。
 - ・実施内容：
 - * 「親子の遊び提供」⇒手遊び、わらべうた、手作りおもちゃ等の紹介。
 - * 「相談機能」⇒日常の相談、カウンセラー、助産師による相談。
 - * 「子育て情報提供」⇒情報コーナー等。
 - * 「リフレッシュ機能」⇒読書やおしゃべりのできるスペース、母親向け講座、親子向け講座。
- (2) 以下の件を担当課へ報告すること。
活動日誌、事故報告書、着手届、完了届、必要に応じて登録届、領収証
6. 成果の帰属
当該事業の実施を通じて新たに発生して得られた成果は、市に帰属するものと

する。ただし、受託団体は市の承諾を得て、当該成果物を使用することができる。

7. 個人情報の管理について

受託団体は、国分寺市個人情報保護条例（平成 11 年条例第 34 号）、国分寺市情報システムの管理運営に関する条例（平成 17 年条例第 7 号）その他の関係法令を遵守しなければならない。

8. 特記事項

本事業が協働事業として行われる委託事業であることの趣旨を十分に理解したうえで、協定書に明記された役割分担に沿った事業を遂行するものとする。

9. その他

上記事項のほか必要な事項については、担当課と受託団体にて協議を行い実施すること。

10. 担 当 子ども福祉部 子育て相談室（子ども家庭支援センター）
電話 042-572-8138

積算基準

【人件費】

人件費の時給単価については、その目安を下表A～Dの業務内容に応じて示します。

なお、「専門性を有する業務」の時給単価については市の単価表又はハローワークの賃金情報等の参考に積算してください。

分類	業務内容	時給単価
A	一般事務的な業務	870 円
B	専門性を有する業務	市の職種別賃金単価表やハローワークの賃金情報等の客観的根拠を要する
C	企画立案・業務遂行を責任をもって実施する業務	1,200 円
D	意志決定、最高責任者	2,500 円

【費目例】

事業に必要な経費の費目例を下表に示します。参考にして過不足のないように積算をしてください。なお、報償費（謝礼）は市の基準を目安にしてください。

項目	内容		
人件費	事業実施に係る人件費		
報償費	講師等謝礼 (時間単価)	大学教授，官公庁部長級，民間企業最高管理層，著名民間専門家，弁護士，医師，公認会計士	13,000 円以内
		大学准教授，短期大学教授，高専教授，高校校長，官公庁課長級，民間企業上級管理層，民間専門家，不動産鑑定士，弁理士	11,500 円以内
		大学講師，短期大学准教授，講師等，高専助教授，高校教頭，官公庁課長補佐級，民間企業課長級，税理士	10,000 円以内
		大学助手，短期大学助手，高専講師，助手	9,000 円以内
印刷製本費	チラシ・資料・報告書などの印刷費等（インク，用紙代等を含む）		
消耗品費	事務用品，文房具，活動材料費等		
保険料	傷害保険，損害賠償保険，個人情報漏えい賠償保険等		
諸経費 (間接経費)	協働事業実施に間接的に必要となる経費 (直接事業費) × 10% 以内		

東部地区協働型親子ひろば事業 審査基準

(趣旨)

第1条 この基準は、東部地区協働型親子ひろば事業の相手先を審査・選考するための基準について必要な事項を定めるものとする。

(書類審査)

第2条 書類審査は担当課で行い、次の各号に該当するものは無効又は失格とする。

- (1) 資格要件を欠くもの。
- (2) 提出書類に虚偽の記載があったもの。
- (3) その他選定に係る不正行為があったもの。

(内容審査)

第3条 書類審査を通過した提案は、国分寺市協働事業審査会において、別表の基準に従い内容審査を行う。

2 内容審査に当たっては、基準により提案内容を総合的に審査し、合計得点をもっとも高い提案を採択する。ただし、同一審査項目について委員の過半数の評価がCまたはDとなった場合は、その企画内容を問わず、不採択とする。

(平成27年当該事業は、公募によらないため、受託予定団体による提案内容が、委員の過半数評価が採択範囲であるか否かの審査を行う。)

付 則

この基準は、決裁の日から施行する。

別表（第3条関係）

審査基準			評価			
1	業務執行体制の状況	業務執行体制が充実しており、円滑に業務を行えるか。	A	B	C	D
2	事業への意欲・熱意	企画提案内容、プレゼンテーション等から、事業の実施に熱意や意欲が感じられるか。	A	B	C	D
3	事業実施に関する理解力	事業実施に関して必要な知識を有しているか。	A	B	C	D
4	事業効果を高めるための創意工夫・独創性	効果を高めるための、創意工夫がされているか。その団体でしかできないもの、他にはない提案があるか。	A	B	C	D
5	団体構成員の能力育成	団体構成員への能力育成や市民に対する接遇・苦情対応などのサービスの向上の取り組みが図られているか。	A	B	C	D
6	費用の妥当性	提案内容を実現するための妥当な経費見積もりとなっているか。	A	B	C	D
7	個人情報保護に関する措置	個人情報保護に関する措置がされているか	A	B	C	D
8	安全性への配慮・対策	安全性への配慮や対策がされているか	A	B	C	D

（判断基準）

- A（4点）評価できる
- B（3点）どちらかといえば評価できる
- C（2点）どちらかといえば評価できない
- D（1点）あまり評価できない

応募書類

(様式第3号)



受付番号	1
------	---

「国分寺市まちづくりセンター協働事業」申込書

「国分寺市まちづくりセンター協働事業」へ下記のとおり申込みます。

団体の名称	(フリガナ) トクテイエイリカツドウホウジン マチヅクリサポートコクブンジ		
	特定非営利活動法人 まちづくりサポート国分寺		
所在地	〒185-0031 国分寺市富士本1-18-13 電話 042-575-9322 FAX 042-575-9322 Eメール mhhonda@mte.biglobe.ne.jp		
代表者氏名	龍神 瑞穂		
設立年月日	平成20年 2月		
会員の状況	正会員数 18人・0団体 (内国分寺市民 17人)	年会費	3,000円
	賛助会員数 0人 0団体	年会費	10,000円
ホームページ	http://kokubunji-machisen.com		
添付書類	<input checked="" type="checkbox"/> 事業企画書(様式第4号) <input checked="" type="checkbox"/> 過去の活動実績報告書 <input checked="" type="checkbox"/> 会則・定款・規約 <input checked="" type="checkbox"/> 平成26年度収支予算書 <input checked="" type="checkbox"/> 平成25年度収支決算書 <input type="checkbox"/> 法人市民税納税証明書 <input checked="" type="checkbox"/> 団体構成員名簿(住所・氏名) <input type="checkbox"/> その他()		
担当者連絡先	氏名		(役職)
	住所		
	電話		FAX
	Eメール		

(様式第4号)

「国分寺市まちづくりセンター協働事業」 事業企画書

平成27年1月23日

団体名 特定非営利活動法人 まちづくりサポート国分寺

* 次の事項について、具体的に記載してください。記載欄不足の場合は、任意の別紙に作成してもかまいません。

1 業務執行体制の状況

(まちづくりセンターの開館日時における人員、勤務体制の計画など。)

まちづくりセンター開所日には毎日所定時間勤務し、受付、連絡、経常事務等を担当する窓口・業務担当者(専任)を1名配置します。同担当者以外に、まちづくりセンター開所時間中は駐在相談員(会員)1名以上が駐在し、相談業務およびまちづくりセンターの運営業務に携わります。

本会会員はその知識、経験等に基づいて5グループのいずれかに登録していますが、駐在相談員はその内の管理運営グループに属する者の中から委嘱します。さらに、駐在相談員の中から運営幹事を委嘱し、運営幹事の互選により責任者1名、副責任者1名を選出し、責任者を管理運営責任者の任にあてます(まちづくりセンター管理運営方針は別途提出)。

また、運営幹事により構成する運営幹事会(以下「幹事会」という)を定期的開催し、まちづくりセンターの運営業務の執行に遺漏のないよう計画・実施・評価を行うとともに、協働の実を挙げるべく委託者(主管課)と定期的に協議を行います。また、日報に基づいて月毎に活動状況(運営実績)を取りまとめ(月報)、委託者に報告します。

2 事業への意欲・熱意

応募の理由・抱負等について

(応募した動機、この事業についての抱負や考え方など。)

(まちづくりセンター協働事業を実施する上で、団体のノウハウをどのように活かして業務を展開するか。また、運営に向けた抱負など。)

平成18年度の市のまちづくりセンター運営業務委託団体の募集に際し、本会は「国分寺市まちづくり条例および国分寺市環境基本条例に則した市民と行政との協働のまちづくりを推進する」という本会設立の目的に基づいて、身の丈に合った運営業務からスタートすることを意図して応募し、平成19年1月15日のまちづくりセンター開設から今日まで運営に携わってきました。

この間、相談業務やまちづくり市民活動団体支援事業のほか、広義のまちづくりを目指して、井戸端会議の開催、情報発信ツールとしての『まちセンだより』の発行、ホームページ・ブログ(まちかどニュース)の開設・運用、まちづくりに関する普及啓発活動の一環としてのまちセン・ゼミや景観まちづくりフォーラムの開催、まち歩き、市民目線の調査研究、木造住宅耐震化促進普及・啓発事業等々、各種事業を遂行してきました。さらに、自主的な事業として、「すべての道路に愛称を」、「国分寺百景選定」、「まちを知る基礎調査」などを実施してきました。そのほか、国分寺まつりへの出店、市民活動フェスティバル、ぶんぶんウォークへの参加、まちづくり市民活動団体との交流、自治会・町内会・防災会など地域団体との連携を通じての地域とのネットワークづくりなどを進めてきました。今後は、これらの事業や活動をとおして培ってきた知見やノウハウ、人的ネットワークを活かし、かつ、情報収集体制を一層強化し、協働のまちづくりの支援、住み続けたいまちふるさと国分寺の実現に寄与したいと考えています。

3 事業実施に関する理解力

(まちづくりセンター協働事業を実施するにあたって、必要な知識を有しているか。団体及び団体構成員の活動、保有資格、経験など。)

国分寺市まちづくりセンター協働事業募集要項の第6応募資格の3項に規定される所定の知識・経験を有する会員は6名(名簿は別途提出)が本会に在籍しています。なおまた、まちづくりに関する行政の経験を有する会員4名、「まちづくり市民会議」の委員3名、「環境審議会委員、環境推進管理委員会委員」各1名、などのほか、「国分寺市環境ひろば」会員3名、「市民防災推進委員」4名、「防犯まちづくり委員」3名、「廃棄物減量等推進委員」2名、「野川流域連絡会委員」1名などが当会に在籍しています。また、住宅マスタープランの作成や景観計画、環境基本計画、同実施計画などの検討にも会員が参加し、それぞれに提案、提言を行っています。

以上、当団体はまちづくりに関する専門性と幅の広い知見を有していると考えています。

4 事業効果を高めるための創意工夫・独創性

(まちづくりセンター協働事業を実施するにあたって、団体独自の個性を発揮した創意工夫や独創性をもって事業効果を高めることができるか。)

3項に記載のとおり、当会は協働事業の実施にあたって必要とされる知識・経験・資格等を有する会員を擁しているほか、多様な職歴、市民活動歴、それらを通じて構築された人的ネットワークを有する会員が在籍しています。加えて、多数の外部専門相談員、サポーターも擁しています。それらの知見や情報、その相乗効果によって、創意工夫・独創性をもって事業効果を高めしていくことは可能であると考えています。

5 団体構成員の能力育成

(団体構成員が、まちづくりに関する相談に適切に対応できるための能力育成計画、研修の実施について。また、市民等に利用されやすいまちづくりセンターの運営、利用者に対する質の高いサービス提供に向けた取り組み、接遇・苦情対応など。)

まちづくりセンターに寄せられた相談事例、あるいは国分寺市内外で注目されるようなまちづくりに関わる各種事例を題材として、専門知識を有する当会々員、市の関係職員等を講師とする研修会、他自治体・まちづくり支援機関への視察、各種講演会・講習会への参加等を通じて絶えず駐在相談員の知識の向上、相談への対応能力の向上を図っていきます。

また、利用者に対する質の高いサービスの提供については、来所者への対応経験を幹事会等を通じて共有するとともに、必要に応じて外部講師を招いて研修会を行い接遇・苦情対応能力の向上を図っていきます。

6 費用の妥当性

(提案内容を実現するための妥当な経費見積もりとなっているか。提案金額は平成 27 年度から 2 年分総額)

(提案金額： 8,760,000 円)

(単位：円)

経費項目	金額(円)	積算根拠
平成 27 年度		
人件費	3,925,210	
報償費	26,000	
印刷製本費	105,000	
消耗品費	92,000	
保険料	73,790	
委託費	150,000	
交通費	8,000	
平成 28 年度		
人件費	3,925,210	
報償費	26,000	
印刷製本費	105,000	
消耗品費	92,000	
保険料	73,790	
委託費	150,000	
交通費	8,000	
		別紙参照
合計	8,760,000	

7 個人情報保護の保護措置

(個人情報保護に関する研修の実施、マニュアルの作成、個人情報保護への対応など。)

個人情報保護については非常に重要であると認識しており、市の個人情報保護担当部署の職員を講師として適宜研修を行うとともに、市の職員向けのマニュアル(平成26年度版個人情報保護・情報セキュリティハンドブック)および管理運営マニュアルに基づき、日常の業務での個人情報保護の徹底を図ります。

8 安全性への配慮

(日常的な施設等の点検、火災・事故等への予防措置や利用者への安全対策等について)

管理運営マニュアルの第4章において、施設等の日常管理およびその役割分担を定めています。また、安全管理については同マニュアルの中に1章を設け、(第3章)安全管理、事故発生時の対応、緊急連絡体制、大地震等災害発生時の対応等について定めています。

火災等の予防については、火元責任者を置き、その指示に従い市の防火教育、自主防災訓練にも参加します。

9 実行力

(市が求める事業に対する団体の実行性について)

1～3項で詳述したとおり、事業の実行性(遂行能力)は、これまでの実績、すなわち仕様書に定められた業務の遂行に加え、委託者に提案、協議、実行してきた自主的事業の成果からも十分証明されるものと自負しています。また、事業の遂行を通じ、窓口・業務担当者の習熟度も高まり、駐在相談員の経験も深まっています。さらに、団体としての事業運営のノウハウも蓄積され、人的ネットワークも広がっており、実行性は備わっていると考えています。

10 成果目標の設定

(市が求める事業に対する具体的かつ客観的で明確な成果目標の設定について)

協働のまちづくりの支援の具体的なかたちとして、「まちづくり協議会」の立ち上げ(立ち上げ支援)を目指します。

先ごろ本会会員も参加した市民懇談会等も経て「国分寺都市計画道路3-4-11号線周辺まちづくりの方向性」が定められました。今後この“方向性”が目指すまちの将来像の実現に向けた取組を進める必要があります。これを候補の一つと考えています。地元市民への呼びかけ、組織化に向けた掘り起こしからはじめたいと考えています。

費用の妥当性(経費見積もり)

平成27年度

事業内容	経費項目	事業細目	予算額	予算内訳	
1. 運営業務			194,400		
	人件費	(定期協議)	86,400	@900円×2h×12回×4人	
		(運営業務における評価)	7,200	@900円×2h×1回×4人	
		(運営幹事会)	100,800	@900円×2h×14回×4人	
2. 窓口管理業務			3,105,020		
	人件費	(窓口業務)	1,530,000	@1,000円×6h×243日 @1,000円×6h×12日(有休補充)	
		(定時駐在)	1,312,200	@900円×6h×243日	
		(見学交流等)	28,800	@900円×4h×2回×4人	
		(新人相談員研修)	5,220	@870円×3h×2回×1人	
		(会計事務他)	151,200	@900円×14h×12ヵ月	
		(月報作成)	21,600	@900円×2h×12ヵ月	
		交通費	(見学交流等)	8,000	@1,000円×2回×4人
	消耗品費		48,000	@4,000円×12ヵ月 コピー用紙、文具、ファイルなど	
	3. 情報収集・提供業務			719,440	
人件費		(まちづくり情報収集・提供)	93,960	@870円×3h×12ヵ月×3人	
		(井戸端会議・企画)	36,000	@900円×1h×2回×2人×10回	
		(井戸端会議・運営)	36,000	@900円×2h×2人×10回	
		(情報紙原稿作成)	21,600	@900円×2h×3回×4人	
		(情報紙編集他)	27,000	@900円×2h×3回×5人	
		(情報紙配布)	7,830	@870円×3h×3回	
		(出張講座・企画)	10,800	(@900円×3h×1回×2人)×2団体	
		(出張講座・運営)	16,200	(@900円×3h×1回×3人)×2団体	
		(まち歩き・企画)	36,000	@900円×5h×2回×4人	
		(まち歩き・運営)	37,800	@900円×3h×2回×7人	
		(まちセン・ゼミ・企画)	27,000	@900円×5h×2回×3人	
		(まちセン・ゼミ・運営)	43,200	@900円×6h×2回×4人	
		報償費	(まちセン・ゼミ・謝礼)	26,000	@13,000円×2h×1回×1人
		印刷製本費	(情報紙印刷製本代)	105,000	@35,000円×3回
消耗品費		(井戸端会議・消耗品)	8,000	@800円×10回 カラーペーパー、カラーシールなど	
		(図書費)	24,000	@2,000円×12ヵ月	
		(出張講座・消耗品)	3,000	(@1,500円×1回)×2団体 コピー用紙、カラーペーパー、マジックなど	
		(まち歩き・消耗品)	4,000	@2,000円×2回 コピー用紙、インクなど	
		(まちセン・ゼミ・消耗品)	5,000	@2,500円×2回 コピー用紙、模造紙、カラーペーパー、付箋など	
保険料		(まちセン・ゼミ・保険料)	1,050	@30×35人×1回	
委託費	(HPホスティング料金他)	30,000	／		
	(HPメンテナンス)	120,000	@10,000円×12ヵ月		
4. 相談支援・調整業務			156,400		
	人件費	(一般相談)	10,800	@900円×1h×12ヵ月×1人	
		(専門相談)	24,000	@3,000円×2h×1回×4ヵ月	
		(ネットワークサポーター会議・企画)	7,200	@900円×2h×2回×2人	
		(ネットワークサポーター会議・運営)	14,400	@900円×2h×2回×4人	
		(ネットワークサポーター会議・その他)	20,000	@1,000円×10人×2回	
		(まちづくり活動支援)	80,000	@20,000円×4団体	
5. 調査研究業務			132,000		
	人件費	(市内諸課題調査研究・活動)	21,600	@900円×2h×2人×6ヵ月	
		(市内諸課題調査研究・まとめ)	14,400	@900円×2h×2人×4ヵ月	
		(市の諸制度の諸課題調査研究・活動)	21,600	@900円×2h×2人×6ヵ月	
		(市の諸制度の諸課題調査研究・まとめ)	14,400	@900円×2h×2人×4ヵ月	
		(国分寺百景)	30,000	／	
		(まちを知る基礎調査)	30,000	／	
6. その他			72,740		
	保険料		72,740		
合 計			4,380,000		

費用の妥当性(経費見積もり)

平成28年度

事業内容	経費項目	事業細目	予算額	予算内訳	
運營業務			194,400		
	人件費	(定期協議)	86,400	@900円×2h×12回×4人	
		(運營業務における評価)	7,200	@900円×2h×1回×4人	
(運営幹事会)		100,800	@900円×2h×14回×4人		
窓口管理業務			3,105,020		
	人件費	(窓口業務)	1,530,000	@1,000円×6h×243日 @1,000円×6h×12日(有休補充)	
		(定時駐在)	1,312,200	@900円×6h×243日	
		(見学交流等)	28,800	@900円×4h×2回×4人	
		(新人相談員研修)	5,220	@870円×3h×2回×1人	
		(会計事務他)	151,200	@900円×14h×12ヵ月	
		(月報作成)	21,600	@900円×2h×12ヵ月	
	交通費	(見学交流等)	8,000	@1,000円×2回×4人	
消耗品費		48,000	@4,000円×12ヵ月 コピー用紙、文具、ファイルなど		
情報収集・提供業務			719,440		
	人件費	(まちづくり情報収集・提供)	93,960	@870円×3h×12ヵ月×3人	
		(井戸端会議・企画)	36,000	@900円×1h×2回×2人×10回	
		(井戸端会議・運営)	36,000	@900円×2h×2人×10回	
		(情報紙原稿作成)	21,600	@900円×2h×3回×4人	
		(情報紙編集他)	27,000	@900円×2h×3回×5人	
		(情報紙配布)	7,830	@870円×3h×3回	
		(出張講座・企画)	10,800	(@900円×3h×1回×2人)×2団体	
		(出張講座・運営)	16,200	(@900円×3h×1回×3人)×2団体	
		(まち歩き・企画)	36,000	@900円×5h×2回×4人	
		(まち歩き・運営)	37,800	@900円×3h×2回×7人	
		(まちセン・ゼミ・企画)	27,000	@900円×5h×2回×3人	
		(まちセン・ゼミ・運営)	43,200	@900円×6h×2回×4人	
		報償費	(まちセン・ゼミ・謝礼)	26,000	@13,000円×2h×1回×1人
		印刷製本費	(情報紙印刷製本代)	105,000	@35,000円×3回
	消耗品費	(井戸端会議・消耗品)	8,000	@800円×10回 カラーペーパー、カラーシールなど	
		(図書費)	24,000	@2,000円×12ヵ月	
		(出張講座・消耗品)	3,000	(@1,500円×1回)×2団体 コピー用紙、カラーペーパー、マジックなど	
		(まち歩き・消耗品)	4,000	@2,000円×2回 コピー用紙、インクなど	
		(まちセン・ゼミ・消耗品)	5,000	@2,500円×2回 コピー用紙、模造紙、カラーペーパー、付箋など	
保険料	(まちセン・ゼミ・保険料)	1,050	@30×35人×1回		
委託費	(HPホスティング料金他)	30,000			
	(HPメンテナンス)	120,000	@10,000円×12ヵ月		
4. 相談支援・調整業務			156,400		
	人件費	(一般相談)	10,800	@900円×1h×12ヶ月×1人	
		(専門相談)	24,000	@3,000円×2h×1回×4ヵ月	
		(ネットワークサポーター会議・企画)	7,200	@900円×2h×2回×2人	
		(ネットワークサポーター会議・運営)	14,400	@900円×2h×2回×4人	
		(ネットワークサポーター会議・その他)	20,000	@1,000円×10人×2回	
		(まちづくり活動支援)	80,000	@20,000円×4団体	
5. 調査研究業務			132,000		
	人件費	(市内諸課題調査研究・活動)	21,600	@900円×2h×2人×6ヵ月	
		(市内諸課題調査研究・まとめ)	14,400	@900円×2h×2人×4ヵ月	
		(市の諸制度の諸課題調査研究・活動)	21,600	@900円×2h×2人×6ヵ月	
		(市の諸制度の諸課題調査研究・まとめ)	14,400	@900円×2h×2人×4ヵ月	
		(国分寺百景)	30,000		
(まちを知る基礎調査)		30,000			
6. その他			72,740		
	保険料		72,740		
合計			4,380,000		

要領（方針、細則）

まちづくりセンター管理運営方針

制定 平成18年11月13日

改訂 平成19年3月22日

改訂 平成20年9月12日

まちづくりサポート国分寺

（目的）

第1条 「まちづくりサポート国分寺」（以下「まちサポ」という。）が国分寺市まちづくりセンター（以下「まちセン」という。）の運営を受託するにあたって、まちセンの管理運営に関する方針について定める。

（活動分野の登録）

第2条 会員はその知識、経験および希望に基づいて、次の各号のグループに登録する。

- ① 開発グループ
- ② 建築関連グループ
- ③ まちづくりグループ
- ④ 環境情報グループ
- ⑤ 管理運営グループ

月に1コマ(半日)以上まちセンに駐在し、管理運営、相談業務に従事することができる会員は⑤グループに登録する。

2 可能な限り2以上のグループに登録する。

3 会員がまちセンの運営に参加するにあたって、このグループ登録により活動分野が限定されることはない

（駐在相談員）

第3条 定時駐在要員として駐在相談員を置く。駐在相談員は、前条第1項第5号登録会員の中から理事連絡会の協議を経て委嘱する。

注1 定時駐在：まちセンの管理運営業務に従事するとともに一次相談に対応するため、所定の時間まちセンに駐在すること。

注2 随時駐在：担当ないし分担業務処理のため、必要に応じて随時まちセンに駐在すること。なお、運営幹事会、都市計画課との定期協議、運営委員会等への出席も随時駐在扱いとする。

（運営幹事）

第4条 受託したまちセンの運営業務の執行に遺漏のないよう計画・実施・評価するため運営幹事を置く。

2 運営幹事は駐在相談員の中から理事会が選任し、理事長が委嘱する。

3 運営幹事の互選により、責任者1名、副責任者1名を選出する。

責任者は、市の「まちづくりセンター協働事業募集要項」に定められている「管理運営責任者」の任にあたる。

4 運営幹事の任期は1年とする。ただし、特別の理由がない限り、継続することとする。運営幹事の責任者と副責任者の任期は特には定めない。

(専門相談員)

第5条 専門相談の要員として専門相談員を置く。

- 2 専門相談員はまちづくりまたは環境問題に高度な知識(資格)・経験を有する会員の中から、(休日、夜間のみ対応可の場合も含む)本人の意志を確認し、理事連絡会の協議を経て委嘱する。なお、駐在相談員は専門相談員を兼ねることができる。

注; 本条に定める専門相談員と同等以上の知識(資格)・経験を有すると認められる者を外部専門相談員として委嘱(登録)する。外部専門相談員に関しては別途定める。

(会議)

第6条 運営幹事会(以下「幹事会」という)を偶数月1回、奇数月2回(定例)開催する。なお、必要に応じ臨時に開催する。

- 2 幹事会は、運営幹事の2分の1以上の出席により成立する。
- 3 幹事会では各運営幹事の担当事業の進捗状況の報告と、まちセンの運営についての協議を行う。
- 4 幹事会の議決は出席運営幹事の多数決による。

ただし、やむをえず幹事会に欠席する運営幹事はあらかじめ意見を記載した委任状により出席する運営幹事を代理人として表決に参加することができる。なお、本項の規定により表決に参加した運営幹事は、本条第2項の適用については出席したものとみなす。

(運営幹事の役割)

第7条 運営幹事はまちセンの運営業務を分担して実施する。

(業務運営体制)

第8条 まちセンに毎日定時間勤務し、受付、連絡、経常事務等を行う受付・業務担当者を置く。

- 2 運営幹事または駐在相談員1名が、毎日まちセンに駐在することとする。(定時駐在)
- 3 駐在相談員は、運営管理責任者が不在の場合には、運営管理責任者を代行する。
- 4 運営幹事は、定時駐在以外にも随時まちセンに駐在し、分担業務を実施する。(随時駐在)

(個人情報保護)

第9条 個人情報保護に関しては別に定める個人情報保護規定に従う。

- 2 市の個人情報保護担当部署と協議し、当会の個人情報保護規定集に基づく日常の業務執行上の注意事項を個人情報保護マニュアルとしてまとめる。
- 3 1および2の資料を基に個人情報保護関係の研修を行う。

(管理運営マニュアル)

第10条 まちセンの運営を円滑かつ適正に実施するため、別に管理運営マニュアルを定める。

- 2 マニュアルには安全管理、防災に関する事項も定め、駐在相談員、窓口、業務担当者等に徹底する。
- 3 マニュアルの制定、改廃は幹事会で協議決定する。

(改訂)

第11条 この方針の改訂は理事会の議決を経て理事長が行う。

特定非営利活動法人まちづくりサポート国分寺定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人まちづくりサポート国分寺という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都国分寺市富士本一丁目18番地13に置く。

(目 的)

第3条 この法人は、広く一般市民を対象として、国分寺市まちづくり条例及び国分寺市環境基本条例に則した、市民と行政との協働によるまちづくりを支援するため、まちづくりに関する情報提供・相談・支援等を行い、住み続けたいまちふるさと国分寺の実現に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) まちづくりの推進を図る活動
- (2) 環境保全を図る活動
- (3) 以上の活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。

- (1) まちづくり及び都市計画等に関する情報の収集・提供事業
 - ① まちづくり及び都市計画に関する情報の収集・提供
 - ② 環境に関する情報の収集・提供
- (2) まちづくり及び都市計画に関する調査・研究・提案事業
- (3) まちづくりに関する相談・支援事業
- (4) 地方公共団体等からのまちづくりに関する業務の受託事業
- (5) まちづくりに関する普及啓発事業
 - ① 機関紙、情報誌の発行
 - ② イベント等の開催

第2章 会 員

(種 別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法という。」）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同して賛助するために入会した個人と団体

(入 会)

第7条 会員の入会については、特に条件は定めない。

- 2 会員として入会しようとする者は、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとする。
- 3 理事長は、前項の申し込みがあったとき、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 4 理事長は、第2項の者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、理事会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が、次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、若しくは失そう宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退 会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除 名)

第11条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会の決議により、これを除名することができる。

- (1) この定款に違反したとき。
 - (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- 2 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

(抛出金品の不返還)

第12条 既に納入した入会金、会費その他の抛出金品は、返還しない。

第3章 役 員

(種別及び定数)

第13条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 5人以上8人以内

(2) 監事 1人以上2人以内

2 理事のうち1人を理事長とし、1人以上2人以内を副理事長とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が一人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。

5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会又は理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

4 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄官庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産状況について、理事に意見を述べること。

(任期等)

第16条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠のため、又は増員により就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第 17 条 理事又は監事のうち、その定数の 3 分の 1 を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解 任)

第 18 条 役員が次の各号の一該当する場合には、総会の議決により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

2 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

第 19 条 役員は、その総数の 3 分の 1 以下の範囲内で報酬受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前 2 項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第 4 章 会 議

(種 別)

第 20 条 この法人の会議は、総会及び理事会の 2 種とする。

2 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(総会の構成)

第 21 条 総会は、正会員をもって構成する。

(総会の機能)

第 22 条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散及び合併
- (3) 会員の除名
- (4) 事業計画及び収支予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び収支決算
- (6) 役員を選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 借入金(その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第 49 条において同じ。)

(8) その他新たな義務の負担及び権利の放棄

(9) 解散における残余財産の帰属

(10) その他運営に関する重要事項

(総会の開催)

第 23 条 通常総会は、毎年 1 回開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。

(2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。

(3) 監事が第15条第4項第4号の規定に基づいて招集するとき。

(総会の招集)

第24条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第25条 総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第26条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することはできない。

(総会の議決)

第27条 総会における議決事項は、第24条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会での表決権等)

第28条 各正会員の表決権は平等なものとする。

2 やむをえない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、前2条及び次条第1項の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(総会の議事録)

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数(書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)

- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人2名が、記名押印又は署名しなければならない。

(理事会の構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第31条 理事会は、この定款に別に定める事項のほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) 入会金及び会費の額
- (4) 事務局の組織及び運営
- (5) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第32条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の2分の1以上から理事会の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき。

(理事会の招集)

第33条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第34条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(理事会の議決)

第35条 理事会における議決事項は、第33条3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会の表決権等)

第36条 各理事の表決権は、平等なものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(理事会の議事録)

第37条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2名が、記名押印又は署名しなければならない。

第5章 資 産

(資産の構成)

第38条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立当初の財産目録に記載された資産

(2) 入会金及び会費

(3) 寄付金品

(4) 財産から生じる収入

(5) 事業に伴う収入

(6) その他の収入

(資産の区分)

第39条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の1種とする。

(資産の管理)

第40条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第6章 会 計

(会計の原則)

第41条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

(会計の区分)

第 42 条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業会計の1種とする。
(事業年度)

第 43 条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第 44 条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、毎事業年度ごとに理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第 45 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費)

第 46 条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第 47 条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 48 条 この法人の事業報告、財産目録、貸借対照表及び収支計算書等決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(臨機の措置)

第 49 条 予算を持って定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第7章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 50 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する軽微な事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

(解 散)

第 51 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

(1) 総会の決議

- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠乏
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第52条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会において議決した者に譲渡するものとする。

(合併)

第53条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第8章 公告の方法

(公告の方法)

第54条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

第9章 事務局

(事務局の設置)

第55条 この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び必要な職員を置く。

(職員の任免)

第56条 事務局長及び職員の任免は、理事長が行う。

(組織及び運営)

第57条 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第10章 雑則

(細則)

第58条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附則

- 1 この定款は、平成21年3月26日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

理事長	藤井 健史
副理事長	須崎 英夫
理事	高橋 和雄
理事	富田 潔
理事	本田 久幸
理事	龍神 瑞穂
理事	保坂 光江
理事	萩本 秋彦
監事	新保 直樹
- 3 この法人の設立当初の役員任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成20年5月31日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業年度は、第43条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成20年3月31日までとする。
- 5 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第44条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 入会金	正会員	(個人、団体)	1,000円
(2) 年会費	正会員	(個人、団体)	3,000円
	賛助会員	((個人、団体)1口	10,000円(1口以上)

平成26年度収支予算計画

特定非営利活動法人 まちづくりサポート国分寺

(単位:円)

I. 収入

費 目	予算額
会費 17名×3000円	51,000
協働事業業務委託委託料	4,465,049
雑収入	500
前年度繰越金	750,655
合 計	5,267,204

II. 支出

項 目	細 目	予算額	備 考
1. まちづくりサポート国分寺の管理運営	租税公課	7,000	
	消耗品	8,160	
	通信費	500	
	予備費	7,000	
	計	22,660	
2. まちづくりに関する情報収集・提供および支援・相談	市民活動団体等の支援	80,000	
	まちづくりに関する情報の収集・提供	91,800	
	井戸端会議	82,285	
	情報紙の発行等	116,142	
	HPの運営	154,285	
	一般相談	10,800	
	専門相談	36,000	
	ネットワークサポーター会議	41,600	
	図書費	30,000	
計	642,912		
3. 環境保全に関する情報の収集と提供		7,028	図書費
4. まちづくりセンターの管理・運営	運営業務	243,000	
	窓口業務・定時駐在	2,853,600	
	見学交流等	37,028	
	新人相談員研修	10,200	
	会計事務他	151,200	
	その他	145,696	
計	3,440,724		
5. まちづくりに関する普及・啓発	まちセン・ゼミ	103,400	
	まち歩き	77,914	
	学習会	46,671	
	市民活動フェスティバル・国分寺まつりへの参加	7,500	消耗品
	計	235,485	
6. 調査研究業務	市内諸課題調査研究・活動	43,200	
	市諸制度の諸課題調査研究	43,200	
	国分寺百景	50,000	
	まちを知る基礎調査	50,000	
	計	186,400	
合計		4,535,209	

III. 次年度への繰越

繰越額	731,995
-----	---------

平成25年度 活動計算書

平成25年4月1日から平成26年3月31日まで

特定非営利活動法人 まちづくりサポート国分寺

(単位：円)

科 目	金 額	
I 経常収益		
1 受取会費		
正会員受取会費	52,000	
2 事業収益(市との協働事業経費)		
国分寺市まちづくりセンター協働事業経費	4,449,740	
3 その他収益		
受取利息	115	
その他雑収入	3,065	4,504,920
経常収益計		4,504,920
II 経常費用		
1 事業費		
(1)人件費		
給料手当	3,965,400	
講師	108,250	
人件費計	4,073,650	
(2)その他経費		
HP運営経費	138,165	
旅費交通費	600	
図書費	27,720	
印刷費	22,050	
通信運搬費	11,950	
消耗品費	49,233	
保険料	2,275	
その他経費計	251,993	
事業費計		4,325,643
2 管理費		
(1)人件費		
給料手当		
人件費計		
(2)その他経費		
備品	50,000	
消耗品費	65,723	
通信運搬費	770	
保険料	86,821	
その他経費計	203,314	
管理費計		203,314
経常費用計		4,528,957
当期経常増減額		
III、IV 経常外収益、経常外費用共になし		
V 正味財産増減の部		
当期正味財産増減額		-24,037
前期繰越正味財産額		774,692
次期繰越正味財産額	750,655	750,655

活動実績報告書

特定非営利活動法人 まちづくりサポート国分寺

設立と協働事業受託の経緯

- 平成 17 年 8 月 1 日 「まちづくりサポート国分寺（以下、「まちサポ」）」発足
・「国分寺市まちづくり条例」の趣旨を理解する中で、安全安心な住みよいまちづくりの一端を担う活動を開始するため、「都市（まち）づくりサロン」参加者を中心に市民活動団体まちサポを立ち上げた。
- 平成 18 年 12 月 25 日 国分寺市まちづくりセンター（以下、「まちセン」）運營業務受託
- 平成 19 年 1 月 15 日 まちセン開設
- 平成 19 年 4 月 1 日 まちセン運營業務受託
- 平成 20 年 2 月 13 日 特定非営利活動法人になる
- 平成 21 年 4 月 1 日 まちセン運營業務受託
- 平成 22 年 4 月 1 日 まちセン運營業務受託
- 平成 25 年 4 月 1 日～ まちセン運營業務受託（2 か年）

直近 5 か年の主な活動

平成 22 年度

・「すべての道路に愛称を」事業

平成 20 年度から事業に着手、最終的には愛称のない市幹線道路 5 路線について、まちセンとして愛称案を検討し、平成 22 年 6 月 30 日 報告書兼提案書を市に提出した。その後、市が開催した報告会（同年 10 月 1、4、5 日）にまちセンも出席し、愛称案の検討、決定の経緯を説明した。

・「まちを知る基礎調査」事業

「すべての道路に愛称を」事業が一区切りしたのを受け、まちの魅力向上につなげるため、道路や坂、辻名も含めて、まちの成り立ちなどまちを知るための歴史的資料の収集などを進めることにした。

・木造住宅耐震化促進普及・啓発事業（4 か年計画の第一年度）

市の耐震化促進事業を促進するため、市内の昭和 56 年 5 月 31 日以前に建てられた木造住宅の所有者を対象に、戸別訪問によりまちセンが月 1 回開催する無料の「耐震相

談会」への参加勧奨、市の耐震診断士の派遣事業についての周知など耐震化促進普及・啓発活動を実施した。

・第5回市民活動フェスティバルへの参加

市民活動フェスティバルに初めて参加。ブースで年間活動紹介の写真・説明のパネル展示、市内名所当てクイズ、工作（ヤジロベエ）を行った。

平成 23 年度

・「まちを知る基礎調査」事業

平成 22 年度に続き、自分たちが生活しているまちの成り立ちを知ることが、郷土愛を育む一助となるとの観点から、まちの成り立ちなどまちを知るための歴史的資料（都市のインフラを中心に）の収集など基礎調査を進めた。なお、年代的には比較的記録が残っている新田開発以降を対象にすることにした。

・「(仮称) 国分寺五十景」選定事業

「国分寺市景観まちづくり指針」の目標景観像「緑と水と歴史に彩られた美しいまち国分寺」を踏まえ、「市民が誇りと愛着を持てる景観」を選定する「(仮称) 国分寺五十景」の検討を進めた。

市民の意見を反映するため 2 月 1 日号市報で広報し、2 月 1 日から 28 日まで候補となる景観をまちセン内とHPで掲示、公開した。

・木造住宅耐震化促進普及・啓発事業（第二年度）

前年度に続き、市の耐震化促進事業を促進するため、市内の昭和 56 年 5 月 31 日以前に建てられた木造住宅の所有者を対象に、戸別訪問によりまちセンが月 1 回開催する無料の「耐震相談会」への参加勧奨、市の耐震診断士の派遣事業についての周知など耐震化促進普及・啓発活動を実施した。

平成 24 年度

・第6回市民活動フェスティバルへの参加

前年度に続き、ブースで「まちを知る基礎調査」のパネル展示、野鳥の名前当てクイズ、工作（コロボックル）を行った。会場の廊下では「国分寺百景」を展示し、一覧表も配布した。

・「まちを知る基礎調査」事業

前半部分の江戸時代までまとめたものを、都市計画課に提出した（7月）。その後、明治時代以降について都市施設毎にまとめたものを合わせた冊子（案）を都市計画課に提出した（3月）。

・東京経済大学 特別授業「学生の地域貢献」へ参加

東京経済大学の特別授業「学生の地域貢献」へ参加。面談会で、対象事業の「ぶんぶんうおーく」「まちセン・ゼミ」のプレゼンを行い、応募のあった学生をスタッフとして受け入れた。

・「国分寺百景」選定事業

「(仮称)国分寺五十景」を「国分寺百景」と改称。また、一部写真の入れ替え等を行い確定した。

確定後は、HPへ掲載、さらにぶんぶんうおーくに参加し、真福寺公園で開催されたクラフトヴィレッジで「国分寺百景」の写真展を開催し(9月16~17日)、人気投票を行った。約1300人が来場した。

第8回環境シンポジウム(2月2日)のポスターセッション(環境分野に係る市民活動団体の紹介)で、「国分寺百景」をパワーポイントで紹介した(ぶんぶんうおーくの人気投票結果上位10か所)。

・木造住宅耐震化促進普及・啓発事業(第三年度)

前年度に続き、市の耐震化促進事業を促進するため、市内の昭和56年5月31日以前に建てられた木造住宅の所有者を対象に、戸別訪問によりまちセンが月1回開催する無料の「耐震相談会」への参加勧奨、市の耐震診断士の派遣事業についての周知など耐震化促進普及・啓発活動を行った。さらに、当年度は地域団体を対象に「地域耐震講習会」も開催した。なお、本年度をもって、一年前倒しで対象の全戸の戸別訪問を完了した。

平成25年度

・第7回市民活動フェスティバルへの参加

前年度に続き、ブースで「国分寺市のまちの成り立ちについて」のパネル展示、ケヤキの小枝を使った工作(動物づくり)を行った。

・東京経済大学 特別授業「学生の地域貢献」へ参加

東京経済大学の特別授業「学生の地域貢献」へ参加。面談会で、対象事業の「まちセン・ゼミ」のプレゼンを行い、応募のあった学生をスタッフとして受け入れた。

・国分寺百景

第30回国分寺まつり(11月4日(月・振休))に、「国分寺百景」に関する写真展示で参加した。ブースには、「国分寺百景」の中から厳選した約20景を展示した。また、今年度追加予定候補の約10景も展示し、来場者に投票してもらった。投票者には、手作りのメモスタンドをプレゼントした。

選定から1年を経過したのを機に、「国分寺百景」の見直しを行った。11月15日号市報で広報し、まちセン内とHPでまちセンが選んだ追加候補15景を掲示、公開し、意見とそれ以外のふさわしい景観の推薦を求めた(11月15日から12月16日、来所者:

16人 メールによるご意見：1件)。それを受けて、1月に見直しを確定し、掲示、公開した。

平成26年度

・第8回市民活動フェスティバルへの参加

前年度に続き、ブースで国分寺駅北口再開発の様子や国3・2・8号線の進捗状況などのパネル展示をし、ノートパソコンを使って「国分寺百景」を動画で流した。会場の廊下では「国分寺百景」の写真を展示した。

・東京経済大学 特別授業「学生の地域貢献」へ参加

東京経済大学の特別授業「学生の地域貢献」へ参加。面談会で、対象事業の「まち歩き」のプレゼンを行い、応募のあった学生をスタッフとして受け入れた。

・国分寺百景

第27回平兵衛まつり（10月11日（土））への市の出展に協力。「国分寺百景—平兵衛新田とその周辺」と題して、該当地域にある「国分寺百景」の写真展示を行い、あわせて「国分寺百景」の地図や一覧表を配布し、国分寺市の魅力発信に努めた。

第31回国分寺まつり（11月2日（日））に、「国分寺百景」の写真展示で参加した（場所：都立武蔵国分寺公園）。また、キーホルダーづくりの工作も行った。

ぶんぶんうおーく（11月23日（日））で、「国分寺百景」に関するウォーキング「国分寺再発見～国分寺百景を歩く～」を実施した。

毎年1回、「国分寺百景」の追加・削除等見直しを行うこととし、2回目の見直しを行った。11月15日号市報で広報し、まちセン内とHPで、まちセンが選んだ追加候補9景を掲載、公開し、意見とそれ以外のふさわしい景観の推薦を求めた（11月17日から12月15日、来所者：17人 メールによるご意見：1件）。それを受けて、1月に見直しを確定し、掲示、公開した。

関連会議への参加などまちづくり状況の調査および検討

会員の活動として、まちづくり市民会議への委員としての参加、国分寺市環境ひろばへの会員としての参加、国分寺市民防災推進委員としての活動などがある。

その他、平成21年3月12日には、小金井市において、平成20年度協働講演会「みんながかかわる“拠点”のつくり方」「国分寺市まちづくりセンター」ができるまでとそれからをテーマに前理事長の藤井健史が講演を行った。

「東部地区協働型親子ひろば事業」申込書

「東部地区協働型親子ひろば事業」へ下記のとおり申込みます。

団体の名称	(フリガナ) エヌピーオーハウジン ボウケンアソビバノカイ		
	NPO法人 冒険遊び場の会		
所在地	〒185-0024 東京都国分寺市泉町3-37-31 サンエフビル4階 電話 042-313-8530 FAX 左記と同じ Eメール bouken-asobiba@[redacted].jp		
代表者氏名	武藤陽子 [redacted]		
設立年月日	2000年 1月 [redacted]		
会員の状況	正会員数 93人 (内国分寺市民 69人)	年会費	5,000円
	賛助会員数 122人	年会費	2,500円
ホームページ	http://members3.jcom.home.ne.jp/bouken_asobibanokai/		
添付書類	<input type="checkbox"/> 事業企画書(様式第4号) <input type="checkbox"/> 過去の活動実績報告書 <input type="checkbox"/> 会則・定款・規約 <input type="checkbox"/> 平成26年度収支予算書 <input type="checkbox"/> 平成25年度収支決算書 <input type="checkbox"/> 法人市民税納税証明書 <input type="checkbox"/> その他()		
担当者連絡先	氏名 [redacted]	(役職) [redacted]	
	住所 [redacted]		
	電話 [redacted]	FAX 左記と同じ	
	Eメール [redacted]		



(様式第4号)

「東部地区協働型親子ひろば」
事業企画書

平成 27年 1月 29日

団体名 NPO 法人 冒険遊び場の会

1 業務執行体制の状況

①事業実施場所について

国分寺駅徒歩5分 本町3丁目北斗ビル1階

②スタッフ体制

スタッフの種類	人数	仕事の内容
事業担当者	1名	全体管理・事務管理・報告書作成・給与事務 スタッフの業務管理・会計 その他
子育てサポーター	常時2名	妊婦・親子へのアドバイス、見守り、親子遊びの支援 部屋の管理 遊具や設備の管理 日誌の作成
カウンセラー	1名	子育て相談、カウンセリング
助産師	1名	妊産婦へのアドバイス、産後の母乳育児などへのアド バイズ

2 事業への意欲・熱意

①駅前での事業実施を提案する意味

・利便性の高さアウトリーチに近い支援

国分寺駅徒歩3分の商店街に面した場所で、土日を除く毎日、親子ひろばを開催してきた。ここは、10坪と狭いにもかかわらず、毎日平均24人の親子が来場した。

狭いために親子の遊びの提案などはあまりできないが、人と人との距離が近く、悩みを抱える母親にとっては、相談がしやすい雰囲気、友だちを作りやすいという特徴があり、弱点を長所に変えて運営してきた。利用者からは、「第2の実家のような」とも言われる。また駅から近いので、外に出ることが苦手なひきこもりがちな母親が思い切って飛び込んでくることもあり、「困った時の“駆け込み寺”のような」との声もある。

参考・平成 25 年度実績

親子ひろば開催日数	237 日	利用者数（親子）	5,844 人
-----------	-------	----------	---------

生後 3 ヶ月前の子の母は、育児への不安が強く気持ちも不安定で、発作的に虐待行為をおこす危険性が高いと言われている。「BOUKENたまご」は、利便性もよく家庭的な雰囲気の子ひろばとして広く認識され、口コミや助産師、保健師からの紹介で、そのような母親たちが多く利用している。孤立しがちな一番つらい時期を、スタッフやそこにいる母親たちと共に乗り越えることができている。

駅前での利便性の高い場所での親子ひろばは、本来なら積極的に親子ひろばに向かわないような親子が、買い物のついでなどで立ち寄りたりすることも多く、親が支援を必要と感じていなくても、子どもを支援する立場としては接点をもっていたいケースが多々見られた。

さらに虐待防止などの観点からは、育児に消極的で親子ひろばに足を運ぶことの少ない親へのアウトリーチが必要と思われるが、国分寺市では公園での屋外親子ひろば等が一定の役割を果たしていると思われる。

しかし、身近な公園へも親子ひろばへもあまり行かないが、買い物やレジャーなどで繁華街には足を運ぶという親も多い。そういった親子については、利便性の高い場所での親子ひろばを用意することで、アウトリーチとまではいかないが、少しでも接点が増えると考えられる。

・商店街との相互協力

子育ては地域の中で、という方針から、周辺の店舗とも協力関係を築いてきた。商店街のおまつりへの参加などを通じて、子育て中の親子と商店とを繋ぎ、地域全体が子育てを見守る雰囲気ができてきている。また、商店街の活性化にも、子ども視点や母親視点を取り入れてもらうような働きかけも行い、ある程度寄与してきたという自負もある。

駅北口は再開発が予定されており、本事業はまちなかでの子育てのひとつのあり方、提案として定着させたいと考えている。

・駅前再開発に向けて

国分寺駅前の再開発が加速的に進んでおり、まちの風景も変化してきている。これから、さらに開発が進み、高層住宅が建っていくことを考えると、子育てとは無関係の方向にまちが変わっていくことに対して、子育てへの不安を感じている母親も少なくない。彼女らの不安に対して、日々付き合いながら寄り添っていくことの必要性を感じている。

②冒険遊び場の会ならではの外遊びへのいざない—他事業とのコラボレーション

乳幼児とその母親が自宅で孤立し、親にとっても子どもにとっても息詰まる毎日を過ごす例が増えている。室内の親子ひろばを充実させ、そこに来る親子を増やすことも大切だが、もう 1 歩歩を進めれば、本来、まちの人々の目に触れるような通りや商店や空き地や公園が、子育ての場所であってほしいと考える。普通にあった昔の井戸端のような子育てである。

国分寺市には、広い場所は少ないが、それでも乳幼児なら遊べるような小さな公園もあり、雑木林も残っている。親子ひろばにやってきた親子に、外で散歩できる場所を紹介したり、屋外の親子

ひろば、冒険遊び場プレイステーションを紹介することで、親子の世界が広がり、子育てもずっと楽しくなる。

会では、長年公園での親子ひろばや冒険遊び場を運営してきた実績があり、それらの事業とのコラボレーションでイベントを行ったり、プレイリーダーとの協力で親子あそびを紹介したり、多様な活動ができることも特徴である。

③市の行政や地域の事業者と共に歩む子育て支援

国分寺市では親子ひろばを協働事業として展開し始めて、8年近く経過する。その間、“国分寺子ども・子育て支援円卓会議”に出席し、事業者を含む市民と共に施策の提案や研修などを行ってきた。夏にあった西国分寺での不幸な事件があり、そこでの教訓として、親子ひろば同士の連携の必要性やあり方を考えさせられた。今後は、国分寺駅周辺で毎日開催している親子ひろばとして、国分寺駅周辺の親子ひろばや助産院と連携を取りながら、国分寺駅周辺の親子への支援を行っていくことが必要であると考え。このように、子育て支援は自分たちだけで行うのではなく、地域全体、市全体の中で行うことが必要であり、来年度は、連携を取りながら支援していくことを目指していく。

3 事業実施に関する理解力・専門性

・東部地区拠点的親子ひろばとして

東西に細長い国分寺市は、鉄道としては、中央線の国分寺・西国分寺・国立の3つの駅を抱えている。以前より国立駅近くには、「子ども家庭支援センター」があるが、国分寺駅周辺の親子連れはなかなか利用することが難しい状況である。

国分寺駅周辺の親子が毎日遊びに行くことができる場所に親子ひろばを開設することが重要と考える。

駅周辺は商店街や大型店舗があり、ショッピングなどの他、パチンコや飲食店など、必ずしも子どもたちにとっていい環境であるとはいえない。また、ゆったりとできるスペースや子育て中の母親達が交流する場所も少ない環境である。そのような場所での親子ひろばは、子どもたちのストレスを少しでも減らし、また母親が疲れを癒す環境をもつことが求められる。

そして、相談機能が充実した場所であることが重要である。

・NPOの良さを生かした運営

スタッフ

スタッフの多くは、利用者の母親たちの中から育成してきた。そのことは、利用者サービス提供者との距離を縮め、良い活動を行うための要であると考えている。また、そうやって育成してきたスタッフは、たいていが子育ての孤立や子育て環境について身をもって感じてきたために関心が深く、問題意識も豊富な者が多い。

また、スタッフの中には、双子をもつ母親も複数いたり、障がいをもった子どもをもつ母親もいる。実際、当事者として子育ての苦勞を乗り越えてきた先輩でもある。そういった利用者に近い目線もちつつ、カウンセラーや助産師などの専門的な知識・資格をもつスタッフとと

もに活動することで、スキルを学び、適切な子育て支援を行う事ができると考える。

・相談事業の重視 経験と実績

東部地区の拠点的亲子ひろばという位置づけによって、親子の居場所としてのあり方と共に、しっかりした相談場所としての機能を重視すべきと考えている。

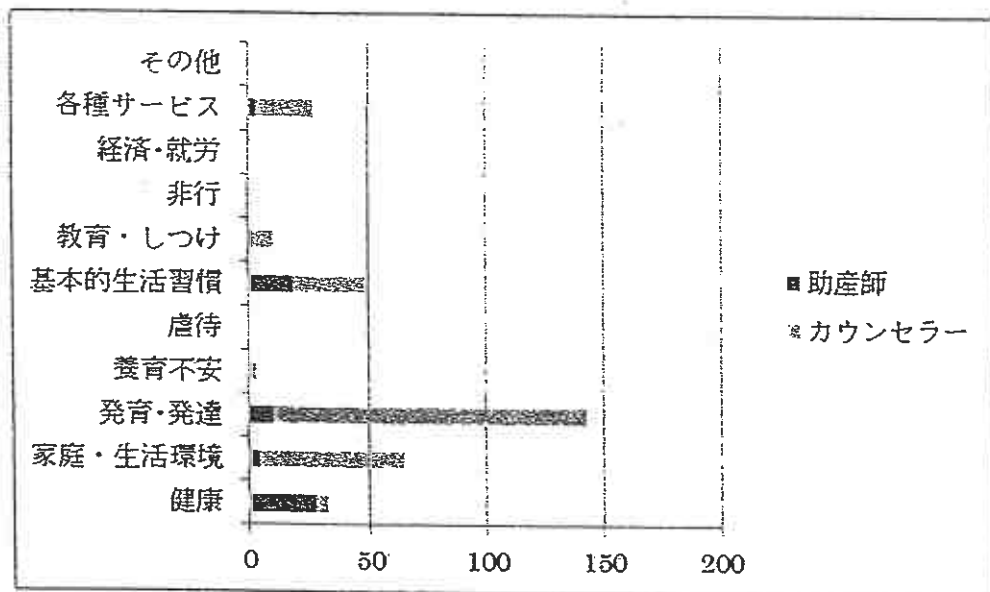
・カウンセラーの存在

冒険遊び場の会では、会専属のカウンセラーがおり、親子ひろば開設当初からカウンセラーを運営の中心に置き、週2回以上、カウンセラーを配置して、子育て相談の日以外にもスタッフとして親子を見守ってきた。カウンセラーが受けた相談は、年間 458回（平成25年度実績）を数える。また、その中から、子ども家庭支援センターや保健師へつなげていったケースも数例あった。

・スタッフへの研修重視

日常的なフロアでの相談に応えるためには、スタッフの基礎的なカウンセリング技術が必要であるが、カウンセラーによって、年2回の研修や月ごとの会議での学習などを充実させ、スタッフ全員が一定程度の力量をもつようにしている。その結果フロアでの相談は年間541回を数える。（平成25年度実績）。

参考・平成25年相談実績 合計328件の内訳（カウンセラー・助産師による相談）



4 事業効果を高めるための創意工夫・独創性

①親子の遊びの場、遊びの提供

手作りおもちゃの紹介やわらべ唄、親子のふれあい遊び、絵本の紹介など

②日常の中でのフロア相談

くつろぎの中で相談を受けられるよう、スタッフやカウンセラーが声かけや目配り

③子育ての情報提供

書棚に子育てに関する本や冊子、市内外の子育て情報を常備。壁には国分寺市内の地図や遊び場の地図などを張り出す

④カウンセラーの日を、毎週1回、設ける。

カウンセラーの日以外でもスタッフとしてカウンセラーが配置されていることが多く気軽な相談を受けやすい環境をつくる

⑤助産師の日を、毎月1回設ける。

母乳や離乳食、発達のことなどの相談

⑥プレママ集まれの日

妊娠期の人たちが気軽に来場し、妊娠期の不安などにも応えられ、出産した後にも、安心してすぐに来てもらえるような場を提供していく。妊娠期の方は仕事をお持ちの方も多く、そのためには、平日と土曜日を組み合わせた形で設定していくことが大切と考えている。

⑦多胎児の日

現在、国分寺市で開催している、多胎児を抱える親子向けの講座「こぶたクラス」は、年間2回と少なく、多胎児の母親たちから相談されることが多い。

そこで、多胎児の親たちを応援するために、曜日を決めて親子が集まれるようにする。そこを入口として、日常の親子ひろばにつなげ、同じような立場の友だちづくりに寄与したいと考えている。

また、必要とあれば、助産師へとつなげていけるような場づくりもおこなっていききたい。

【自主事業として】

①リフレッシュ機能、いきがい対策

- ・お茶とお茶菓子の提供
- ・利用者の手作り品発表の場

②土曜日の開催

この3年間、自主事業として、土曜日開催をおこなってきたが、父親参加もあった。父親にも、のんびりゆったりとした子育てを提案する場にもしていききたい。また、「BOUKE Nたまご」の利用者は、育児休暇明けで仕事に復帰していった人たちも多いが、その母たちからも、子育てや保育園での悩みなどの相談をしたいという声もあり、土曜日の開催を定期的におこなっていく。

③他事業との連携

会が行っている外遊びの場の事業である【国分寺市プレイステーション】や武蔵国分寺公園で行っている【あそブンブン】など、冒険遊び場とのコラボレーション事業をプレイヤーと協力して行っていく。外遊びと連動することにより、子育てがより楽しく展開できるような手助けを行っていききたい。

5 団体構成員の能力育成

- ・年間1回、子どもの遊びに関わる講習会（プレイリーダー講習会）を受講
- ・年間2回（春と秋） 冒険遊び場の会内部スタッフ研修会
安全管理研修、親子の現状についての研修、スタッフのありかたについての研修
- ・毎月の会議（他の親子ひろば会議との合同）にて、事例検討、発達についての学習

6 費用の妥当性

(提案金額: 5, 547, 510 円)

(単位: 円)

経費項目	金額(円)	積算根拠
人件費		
子育てサポーター	2,942,150	$950 \text{ 円} \times 6.5 \text{ h} \times 193 \text{ 日} \times 2 \text{ 人} = 2,383,550$ $950 \text{ 円} \times 6 \text{ h} \times 48 \text{ 日} \times 1 \text{ 人} = 273,600$ $950 \text{ 円} \times 2.5 \text{ h} \times 10 \text{ 人} \times 12 \text{ 月} = 285,000$ (会議)
カウンセラー	432,000	$1500 \text{ 円} \times 6 \text{ h} \times 48 \text{ 日} = 432,000$
助産師	63,000	$1500 \text{ 円} \times 3.5 \text{ h} \times 12 \text{ 月} = 63,000$
事業担当者	145,200	$1200 \text{ 円} \times 96 \text{ h} = 115,200$ (日常管理業務等) $2500 \text{ 円} \times 12 \text{ h} = 30,000$ (報告書作成関係等)
消耗品費	155,000	
保険代	35,000	
家賃	1,428,680	$108,000 \text{ 円} \times 5 \text{ 月}$ (4月~8月) $111,085 \text{ 円} \times 8 \text{ 月}$ (9月~3月+更新料)
諸経費	346,480	
(通信費)		$7,200 \text{ 円} \times 12 \text{ 月} = 72,000$
(光熱費)		$10,000 \text{ 円} \times 12 \text{ 月} = 120,000$
その他		
合計	5,547,510	

7 個人情報保護等に関する措置

- ・利用者に記入してもらう個人情報と、スタッフが記録する日誌の2点について、管理者を決め、鍵付きロッカーへ保管し責任をもって管理する。
- ・個人情報については、冒険遊び場の会代表が責任をもって管理し、事業以外のことに流用しないように管理する

8 安全性への配慮・対策

- ・スタッフに毎月「ヒヤリ・ハット・レポート」を記入してもらい、事故にはならなかったがひやっとした事例を文書で残し、月1回の会議で全員で確認し、安全についての配慮を見直していく。また、年2回の冒険遊び場の会全体スタッフ研修時には、ヒヤリ・ハット・レポートのまとめを提出し、全員で対策を検討する。
- ・事業開始1ヵ月後に、運営理事、または研修担当者による視察を行い、安全管理について確認し、必要なら見直しを行う

特定非営利活動法人 冒険遊び場の会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人冒険遊び場の会という。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を東京都国分寺市に置く。

(目的)

第3条 この法人は、子どもたちが地域で生き生きと遊び、すこやかに成長できるよう、冒険遊び場事業を行うとともに、子どもの遊びの環境や子育て環境をよりよくするための研究、啓発事業を行い、もって社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 子どもの健全育成を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。

- (1) 国分寺市プレイステーションの運営事業
- (2) 遊びや遊び場、遊びの環境づくりに関する情報の収集提供事業
- (3) 地域の遊び場活動の普及および啓発事業
- (4) 遊びを豊かにするためのイベントの企画、相談事業
- (5) 遊びや遊び場、遊びの環境づくりに関するイベント、講演会への指導者、講師派遣事業
- (6) その他の前各号の事業を行うに必要な事業

2 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の収益事業を行う。

- (1) チャリティイベントの実施事業
- (2) 物品の販売事業

3 収益事業から生じた利益は、本法人が行う特定非営利活動に係る事業に充てなければならない。

第2章 会員

(会員の種別)

第6条 この法人の会員は次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下法という）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び法人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するため入会した個人及び法人及び団体

(会費)

第7条 この法人の正会員になろうとする者は、別に定める入会申込書を代表理事に提出し、年会費を払い込むことによって正会員となることができる。

2 本会の賛助会員になろうとする者は、別に定める年会費を納入する事によって賛助会員となることができる。

第8条 正会員は、毎年1回年会費を納入しなければならない。

2 正会員の会費については別に総会で定めるものとする。

3 賛助会員は、毎年1回年会費を納入しなければならない。

4 賛助会員の会費については別に総会で定めるものとする。

(退会)

第9条 正会員は、別に定める退会届を代表理事に提出し、任意に退会することができる。

2 賛助会員は退会の意志を事務局に通知することで任意に退会することができる。

(抛出金品の不返還)

第3章 役員

(役員の種類および定数)

第10条 本法人に次の役員を置く

(1) 理事 5人以上10人以下

(2) 監事 1人以上2人以下

2 理事のうち1人を代表理事、1人を副代表理事とする。

(役員を選任)

第11条 理事及び監事は総会で選任する。

2 代表理事、副代表理事は、理事の互選により定める。

3 監事は、理事またはこの法人の職員を兼ねてはならない。

(職務)

第12条 代表理事は、本会を代表し、その業務を統括する。

2 副代表理事は代表理事を補佐し、代表理事に事故ある時、または代表理事が欠けた時は、代表理事があらかじめ指名した順序により、その職務を代行する。

3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

4 監事は、次に掲げる業務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること

(2) この法人の財産の状況を監査すること

(3) 前2号の規定による監査の結果、本会の業務または財産に関し不正の行為または法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会または所轄庁に報告すること

(4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況または本会の財産の状況について、理事に意見を述べること。

(任期等)

第13条 役員任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合に限り、任期の末日後

最初の総会が集結するまでその任期を伸長する。

3 補欠または増員により選任された役員任期は、前項の規定に係わらず、前任者または他の現任者の残任期間とする。

4 役員は、辞任または任期満了の後においても、第11条第1項に定める最小の役員数を欠く場合には、後任者が就任するまではその職務を行わなければならない。

(解任)

第14条 役員が次のいずれかに該当するときは、総会において理事総数の3分の2以上の議決により、当該役員を解任することができる。

(1) 心身の故障のために職務の執行に耐えないと認められるとき

(2) 職務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき

(報酬等)

第15条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は理事会で定めるものとする。

第4章 総会

(種別)

第16条 この法人の総会は、通常総会および臨時総会とする。

(総会の構成)

第17条 総会は、正会員をもって構成する。

(総会の権能)

第18条 総会は、本会の運営に関する次の事項を議決する。

(1) 事業報告および決算の承認

(2) 役員を選任および解任

(3) 正会員の年会費の額

(4) 賛助会員の年会費の額

(5) 定款の変更

(6) 合併

(7) 解散

(8) 解散した場合の残余財産の処分

(9) その他、理事会が総会に付すべき事項として議決した事項

(総会の開催)

第19条 通常総会は毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認め、招集の請求をした場合

(2) 正会員の3分の1以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。

(3) 監事が第13条4項4号の規定に基づいて招集するとき

(総会の招集)

第20条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、代表理事が招集する。

2 代表理事は、前条第2項第1号および第2号の規定による請求があった時は、すみ

やかに臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集する場合は、日時および場所ならびに会議の目的たる事項、および内容を示した書面により、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第21条 総会の議長は出席した正会員の中から代表理事が指名する。

(定足数)

第22条 総会は、正会員の3分の1以上の出席がなければ開会することはできない。

(議決)

第23条 総会の議事は、この定款に別に定めるもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

2 総会における議決事項は、第21条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、緊急を要するもので出席した正会員の過半数の同意があった場合は、この限りではない。

3 議決すべき事項につき特別な利害関係を有する正会員は、当該事項について表決権を行使することができない。

(書面表決等)

第24条 総会に出席しない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面または代理人をもって表決権を行使することができる。

2 前項の代理人は、別に規則で定める代理権を証する書面を会議ごとに議長に提出しなければならない。

3 第1項の規定により決した正会員は、前2条の規定の適用については出席したものとみなす。

(議事録)

第25条 議長は、総会の議事について議事録を作成し、議長および出席した正会員のうちからその理事会において選任された議事録署名人2名以上が署名し、これを保存しなければならない。

第5章 理事会

(構成)

第26条 理事会は理事をもって構成する。

2 監事は理事会に出席し、意見を述べることができる。

(理事会の権能)

第27条 理事会は、この定款に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付すべき事項
- (2) その他本会の運営に関する必要な事項

(理事会の開催)

第28条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 代表理事が必要と認めたとき
- (2) 理事総数の3分の1以上から理事会の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき

(理事会の招集)

第29条 理事会は、代表理事が招集する。

2 代表理事は、前条第二項の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集する時は、会議の日時、場所、目的、および審議事項を記載した書面または電磁的方法により、開催の5日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第30条 理事会の議長は代表理事がこれにあたる。

(理事会の定足数)

第31条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ議決することはできない。

(理事会の議決)

第32条 理事会の議事は、この定款に定めるもののほか、出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

2 理事会における議決事項は、第30条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし緊急を要するもので出席理事の過半数の同意があった場合はこの限りではない。

3 理事会の議決において特別の利害関係を有する理事は、当該事項について表決権を行使することができない。

(書面表決等)

第33条 理事会に出席しない理事は、あらかじめ通知された事項について書面または代理人をもって表決権を行使することができる。

2 前項の規定により評決した理事は、前条第1項の適用については理事会に出席したものとみなす。

(議事録)

第34条 議長は、理事会の議事の経過およびその結果について議事録を作成し、議長および出席した理事のうちからその理事会において選任された議事録署名人2名が署名し、これを保存しなければならない。

第6章 資産及び会計

(資産の構成)

第35条 本法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 会費
- (3) 寄付金品
- (4) 事業に伴う収益
- (5) 資産から生じる収益
- (6) その他の収益

(資産の管理)

第36条 本法人の資産は代表理事が管理し、その管理方法は理事会の議決による。

(経費の支弁)

第37条 本法人の経費は、資産をもって支弁する。

(事業年度)

第38条 本法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画および収支予算)

第39条 本法人の事業計画および予算は、代表理事が作成し、毎年事業年度開始前に理事会の議決を得なければならない。

2 前項の規定による理事会の議決を得た事業計画および予算は、当該事業年度中の通常総会に報告しなければならない。

3 当該事業年度中の事業計画および予算の変更は理事会の議決を経て定める。

(事業報告および決算)

第40条 本法人の事業報告書、活動計算書、財産目録および貸借対照表は、代表理事が事業年度終了後に遅滞なくこれを作成し、監事の監査を経た上、当該事業年度終了後の通常総会の承認を得なければならない。

第7章 定款の変更、解散等

(定款の変更)

第41条 この定款は、正会員の3分の1以上が出席した総会において過半数の議決を経、かつ特定非営利活動促進法第25条第3項に規定する軽微な事項を除いて所轄庁の認証を受けなければ変更することができない。ただし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 この法人の定款を変更(前項の規定により所轄庁の認証を得なければならない事項を除く)したときは、所轄庁に届け出なければならない。

(解散)

第42条 本法人は、次に掲げる事由により解散する

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産
- (6) 所轄庁による認証の取り消し

2 前項第1号の規定に基づき解散する場合は、正会員の3分の1以上が出席した総会において、出席した正会員の過半数の議決を得なければならない。

3 第1項第2号の規定に基づき解散する場合は、所轄庁の認定を受けなければならない。

4 この法人が解散したときは、理事が清算人となる。

(合併)

第43条 本法人は、正会員の3分の1以上が出席した総会において過半数の議決を経、かつ所轄庁の認証を受けなければ合併することができない。

(残余財産の帰属先)

第44条 この法人が解散したときに有する残余財産は、総会において出席した正会員の過半数をもって選定した地方公共団体に譲渡するものとする。

(公告の方法)

第45条 本法人の公告は、本法人の事務所の前の掲示板に掲示するとともに官報に掲載して行う。

第8章 雑則

(委員会)

第46条 本法人は、事業の円滑な遂行を図るため、理事会の議決を経て委員会を設けることができる。

2 委員会の組織および運営に関して必要な事項は、代表理事が理事会の議決を経て、別に定める

(事務局)

第47条 本法人は、事務を処理するため事務局を置く。

2 事務局の組織および運営に関して必要な事項は、理事会の議決を経て代表理事が別に定める。

(実施規則)

第48条 この定款の実施に関して必要な規則は、理事会の議決を経て、代表理事が別に定める。

附則

1 この定款は、本会が法人として成立した日（以下、「設立日」という）から施行する。

2 本法人の設立当初の会費の額は、第8条の規定にかかわらず設立総会で定めるものとする。

3 本法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。その任期は、第14条の規定にかかわらず、設立日から平成13年3月31日までとする。

代表理事	角 麻里子
副代表理事	菅原 恵利
理事	青木 稔
	秋元 敦
	加賀谷 幸規
	中村 祐子
	林 春樹
	宮崎 晃
監事	輿水 康次郎
	平沢 歩

4 本法人の設立当初の事業年度は、第39条の規定にかかわらず、設立日から平成12年3月31日までとする。

5 本法人の設立当初の事業年度の事業計画および収支予算は、第40条第1項の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

6 本法人の設立により、国分寺・冒険遊び場の会の会員およびいっさいの財産はこの法人が継承する。

平成25年度 特定非営利活動に係る会計 活動計算書

平成25年4月1日から平成26年3月31日まで

NPO法人冒険遊び場の会

科 目		金 額	小 計	計	
経常収入	1 会費	正会員受取会費	370,000		
		賛助会員受取会費	217,500	587,500	
	2 寄付金	ブレステまつり等寄付金	148,711		
		受取寄付金	470,940	619,651	
	3 事業収入	冊子・報告書売上収入	18,000		
		その他売上収入	186,340		
		遊び場普及活動収入	336,400	540,740	
		プレイリーダー講習会参加費	44,500	44,500	
		委託金収入			
		プレイステーション運営事業費	6,901,000		
子ども野外事業運営事業費		3,845,480			
親子ひろば運営事業費		6,510,132			
4 その他収益	西恋親子ひろば運営事業費	1,678,060			
	地域子ども教室運営事業費	206,260	19,140,932		
経常収入計		435	435	20,933,758	
経常支出	1 事業費	人件費			
		職員給与	2,669,760		
		アルバイト給与	12,114,703		
		事務人件費	953,990		
		場内整備・雑草等	40,000		
		ボランティア謝金	85,000		
		社会保険料	359,214	16,222,667	
		その他経費			
		保険料	328,620		
		会議費	6,160		
	交通費	114,190			
	通信費	171,670			
	消耗品費	361,464			
	事務用品費	23,734			
	活動教材費	455,615			
	維持管理費	98,473			
	水道光熱費	279,788			
	地代家賃	1,296,000			
	租税公課	2,550			
	リース料	298,935			
	車両管理費	53,283			
	広報印刷費	18,471			
	商品仕入れ高	110,772			
	プレイリーダー講習会開催費	124,016	3,743,741		
	事業費計				19,966,408
	2 管理費	人件費			
		役員報酬	360,000		
		会計等事務人件費	380,000		
		事務人件費	87,800		
		雑給	78,000		
		労働保険料	81,892	987,692	
		その他経費			
交通費		3,080			
会議費		2,274			
交際費		20,347			
通信費		48,970			
広報印刷費		63,744			
消耗品費		130			
地代家賃		118,150			
租税公課		5,000			
諸会費		25,080			
支払い報酬料	10,686				
図書新聞費	1,850	299,311			
管理費計				1,287,003	
経常支出合計				21,253,411	
経常収支差額				-319,653	
経常外収入 経理区分振替額	その他事業より振替			42,613	
	当期正味財産増減額			-277,040	
	前期繰越正味財産			2,529,724	
	当期正味財産合計			2,252,684	

平成26年度 特定非営利活動に係る会計 予算書

平成25年4月1日から平成26年3月31日まで

NPO法人冒険遊び場の会

科目	金額	小計	計
経常収入			
1 会費	700,000	700,000	
2 寄付金	1,000,000	1,000,000	
3 事業収入			
その他売上収入	270,000		
遊び場普及活動収入	500,000	770,000	
プレイヤー講習会参加費	80,000	80,000	
委託金収入			
プレイステーション運営事業費	7,082,000		
子ども野外事業運営事業費	3,866,640		
親子ひろば運営事業費	5,274,070		
屋外型親子ひろば	1,651,530		
西恋親子ひろば運営事業費	1,671,490		
経常収入計		19,545,730	22,095,730
経常支出			
1 事業費			
人件費			
職員給与	2,669,760		
アルバイト給与	512,640		
場内整備・雑草等	40,000		
ボランティア謝金	85,000		
社会保険料	359,214	3,666,614	
その他経費			
保険料	320,000		
会議費	3,000		
交通費	3,000		
通信費	50,000		
消耗品費	10,000		
事務用品費	23,734		
活動教材費	10,000		
維持管理費	98,473		
水道光熱費	279,788		
地代家賃	1,296,000		
リース料	100,000		
車両管理費	10,000		
広報印刷費	70,000		
商品仕入れ高	100,000		
プレイヤー講習会開催費	124,016	2,498,011	
事業費計			6,164,625
2 管理費			
人件費			
役員報酬	360,000		
会計等事務人件費	380,000		
事務人件費	78,000		
雑給	78,000		
労働保険料	82,000	978,000	
その他経費			
交通費	5,000		
会議費	15,000		
交際費	20,000		
通信費	1,000		
広報印刷費	63,744		
消耗品費	130		
地代家賃	118,150		
租税公課	8,000		
諸会費	25,080		
支払い報酬料	1,850	257,954	
管理費計			1,235,954
経常支出合計			7,400,579
経常収支差額			14,695,151
経常外収入 経理区分振替額	その他事業より振替		400,600
	当期正味財産増減額		15,095,751
	前期繰越正味財産		2,529,724
	当期正味財産合計		17,625,475

過去の活動実績報告書

年度	案件名	契約期間
23年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国分寺市プレイステーション指定管理に係わる協定 ・ 国分寺市子ども野外事業業務委託 ・ 国分寺市駅前子育てサロン（東部地区協働型親子ひろば）事業業務委託 	<p>平成23年4月1日から平成24年度3月31日まで 平成23年4月1日から平成26年度3月31日まで 平成23年4月1日から平成26年度3月31日まで</p>
24年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国分寺市プレイステーション指定管理に係わる協定 ・ 国分寺市子ども野外事業業務委託 ・ 国分寺市駅前子育てサロン（東部地区協働型親子ひろば）事業業務委託 	<p>平成24年4月1日から平成25年度3月31日まで 平成23年4月1日から平成26年度3月31日まで 平成23年4月1日から平成26年度3月31日まで</p>
25年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国分寺市プレイステーション指定管理に係わる協定 ・ 国分寺市子ども野外事業業務委託 ・ 国分寺市駅前子育てサロン（東部地区協働型親子ひろば）事業業務委託 ・ 国分寺市西恋ヶ窪親子ひろば事業業務委託 	<p>平成25年4月1日から平成26年度3月31日まで 平成23年4月1日から平成26年度3月31日まで 平成23年4月1日から平成26年度3月31日まで 平成25年4月1日から平成28年度3月31日まで</p>
26年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国分寺市西恋ヶ窪親子ひろば事業業務委託 ・ 国分寺市プレイステーション指定管理に係わる協定 ・ 国分寺市子ども野外事業業務委託 ・ 屋外型親子ひろば事業業務委託 ・ 東部地区協働型親子ひろば事業業務委託 ・ 協働を進めるための市職員・NPOスタッフの実践的育成研修事業業務委託 	<p>平成25年4月1日から平成28年度3月31日まで 平成26年4月1日から平成27年度3月31日まで 平成26年4月1日から平成29年度3月31日まで 平成26年4月1日から平成29年度3月31日まで 平成26年4月1日から平成27年度3月31日まで 平成26年4月1日から平成27年度3月31日まで</p>

平成 26 年度募集公募型協働事業審査結果のまとめ
(平成 27 年度実施事業)

発行：平成 27 年 9 月 国分寺市市民生活部協働コミュニティ課
問合せ：協働コミュニティ課 電話：042-325-1991
